

第1期 羽生市こども計画（案）

令和7年2月

羽生市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の対象.....	2
5 策定体制.....	2
6 本計画の推進を通じたSDGsの推進.....	2
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	3
1 統計データからみた現状.....	3
2 アンケート調査結果からみた現状.....	9
3 こども・若者意見交換ワークショップからの声.....	23
4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題.....	27
第3章 計画の基本的な方針.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本目標.....	30
3 施策の体系.....	32
第4章 施策の展開.....	33
基本目標1 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する【妊娠・出産、乳幼児期】.....	33
基本目標2 生きる力を育む教育・体験を充実する【学童期・思春期】.....	41
基本目標3 若者の自立と社会参加を支援する【青年期】.....	46
基本目標4 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援を充実する.....	48
基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する.....	56
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定.....	61
1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像.....	61
2 教育・保育提供区域の設定.....	62
3 児童人口の見込み.....	63
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策.....	64
5 地域子ども・子育て支援事業.....	69
第6章 計画の推進体制.....	81
1 計画の推進体制.....	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に「第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から6年度の子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化し、急速な少子化の進行、また、核家族化やひとり親家庭の増加、地域における人間関係の希薄化などにより子育ての孤立化や負担感の増大といったことが懸念されています。

また、深刻化する児童虐待への対応や、こどもの貧困、ヤングケアラー、外国籍のこどもなど、多様な状況に置かれているこどもたちへの支援の充実が求められています。

国においては、令和4年6月、こども基本法が成立し（令和5年4月施行）、同法に基づき、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。この大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等が示されています。

また、こどもの最善の利益を図るための司令塔として、令和5年4月にはこども家庭庁が発足しました。

このような状況を踏まえ、本市の全てのこどもがその誕生前から青年期まで健やかに成長することができるように支援するとともに、子育てしやすい地域づくりを一層推進していくため、「第3期羽生市子ども・子育て支援事業計画」を含む、新たな「羽生市こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として定めるものです。
- 令和7年3月に期間満了を迎える「第2期子ども・子育て支援事業計画」に包含された次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を踏まえた計画とします。
- 市の最上位計画である「第6次羽生市総合振興計画」の個別分野計画とします。
- 「こども大綱」を勘案し、羽生市総合振興計画や羽生市地域福祉計画、羽生市障がい福祉計画と整合を図るとともに、教育、健康、都市整備、防災安全対策等の関連分野と調和を保った計画とします。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期までの全てのこども・若者やその家庭、子育てにかかわる地域の住民、事業者、関係団体、行政等を対象とします。

5 策定体制

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「羽生市子ども・子育て支援会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する事項を調査、審議する機関です。

6 本計画の推進を通じたSDGsの推進

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030（令和12）年を年限とする17の国際目標に向けて国際社会全体で取り組まれています。

本計画においても、こども施策の推進を通してSDGs達成へ貢献していきます。



第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

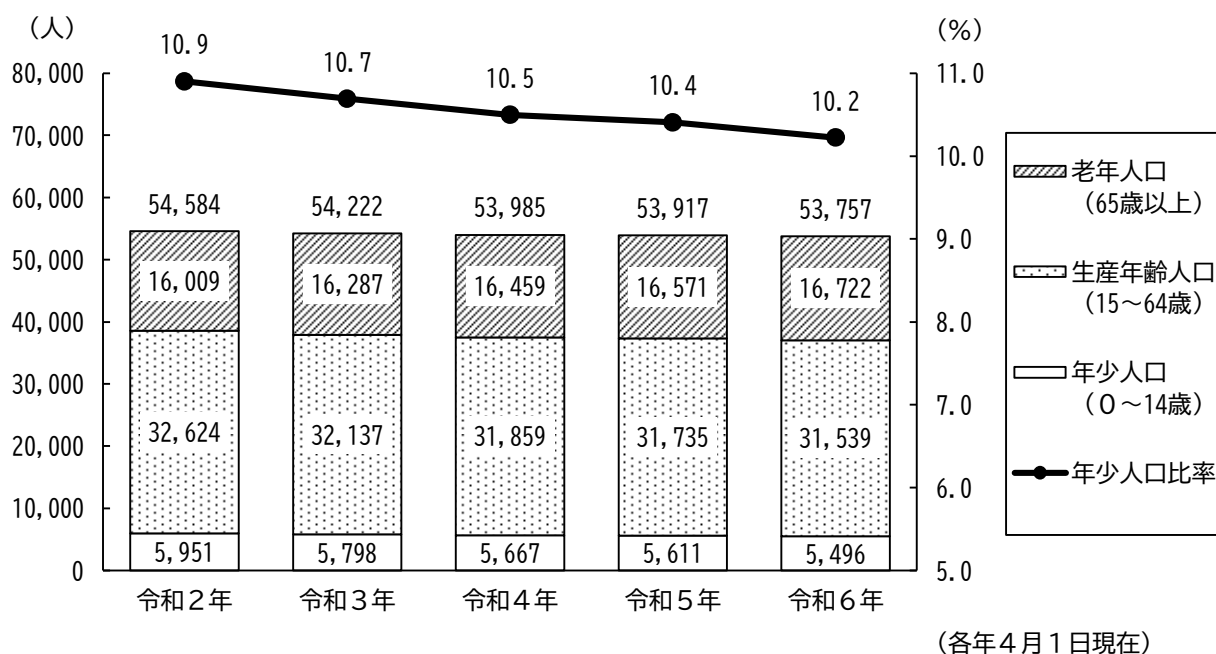
1 統計データからみた現状

(1) 人口

市の総人口は緩やかな減少傾向にあり、令和6年は53,757人となっています。このうち、年少人口は5,496人となっています。

また、総人口に占める年少人口の割合は減少傾向にあり、令和6年は10.2%となっています。

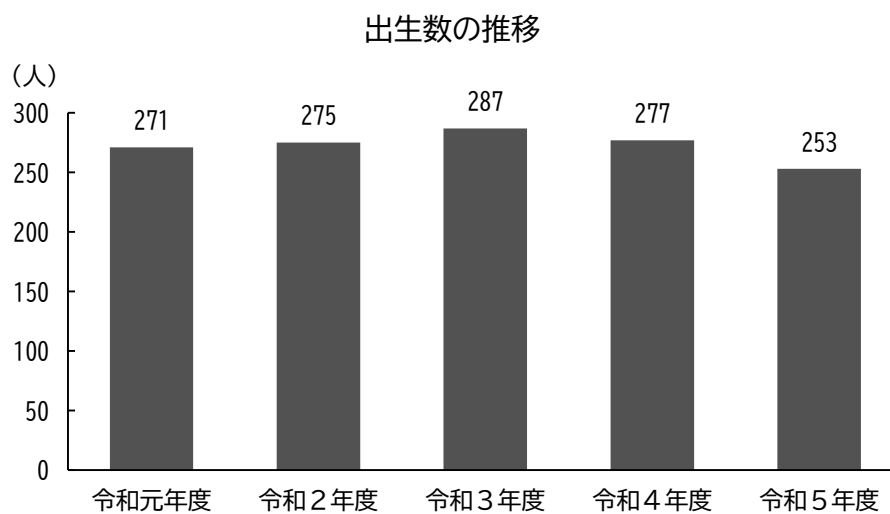
年齢（3区分）別人口と年少人口比率の推移



資料：市民生活課「住民基本台帳人口」

(2) 出生数

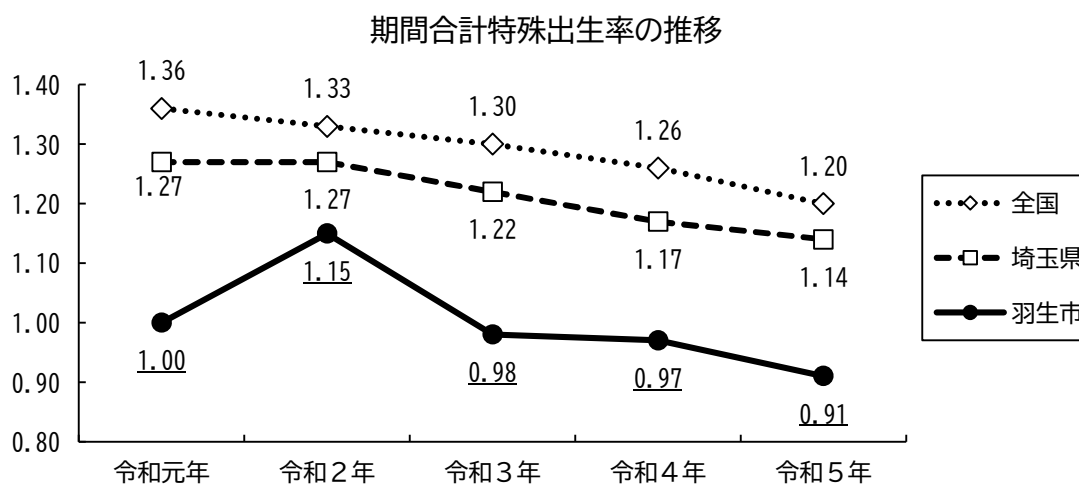
出生数は、令和5年度は253人と過去5年間で最も少なくなっています。



資料：市民生活課

(3) 期間合計特殊出生率

羽生市の期間合計特殊出生率は、全国、埼玉県よりも低く推移しており、令和5年は0.91となっています。

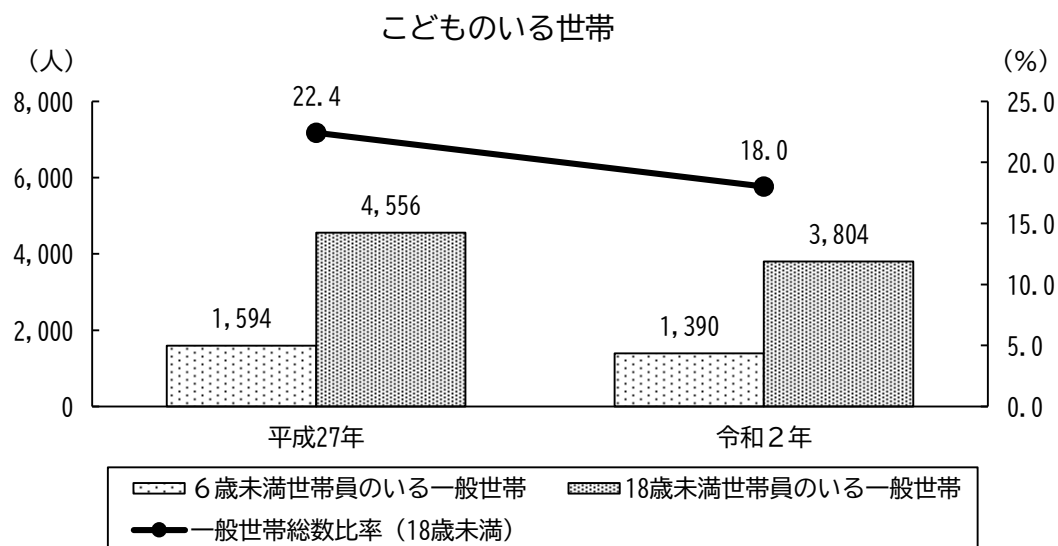


※期間合計特殊出生率とは、ある期間（1年間）のその年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとした時のこどもの数に相当します。

資料：市民生活課

(4) こどものいる世帯

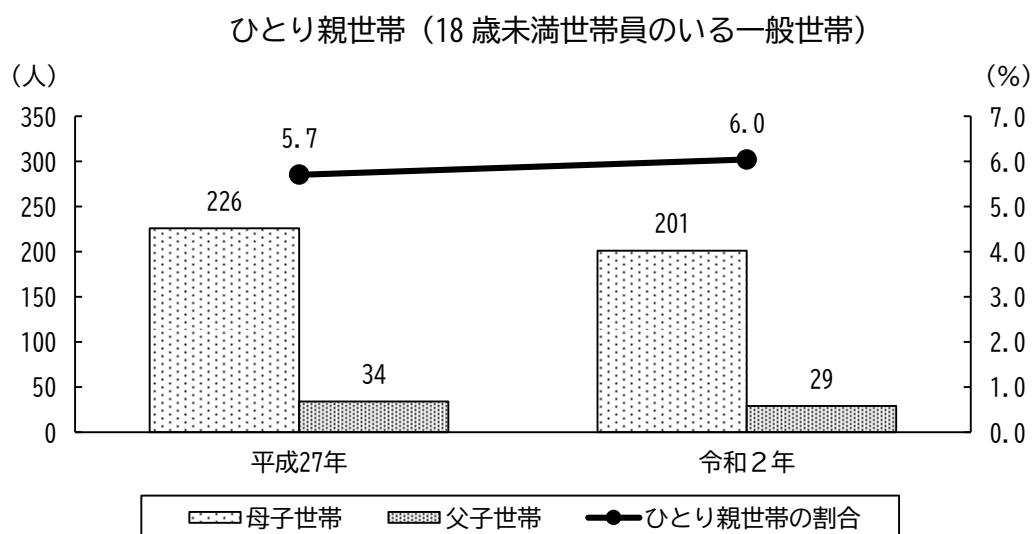
6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯とも減少しています。また、一般世帯総数に占める18歳未満世帯員のいる一般世帯の割合も減少しています。



資料：総務省「国勢調査」

(5) ひとり親世帯

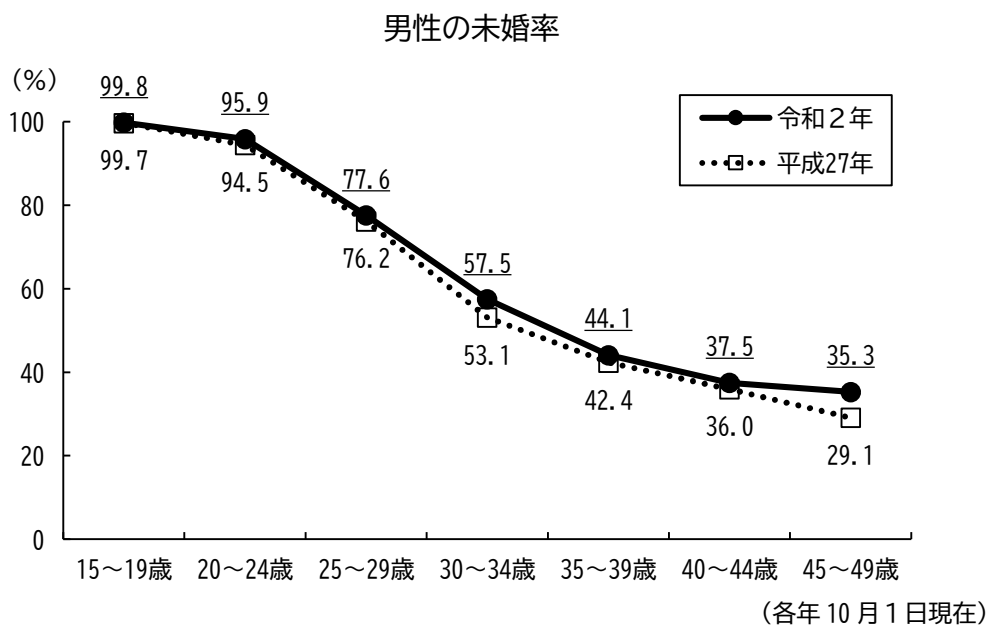
18歳未満世帯員のいるひとり親世帯は、母子世帯・父子世帯とも減少しています。一方で、18歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加しています。



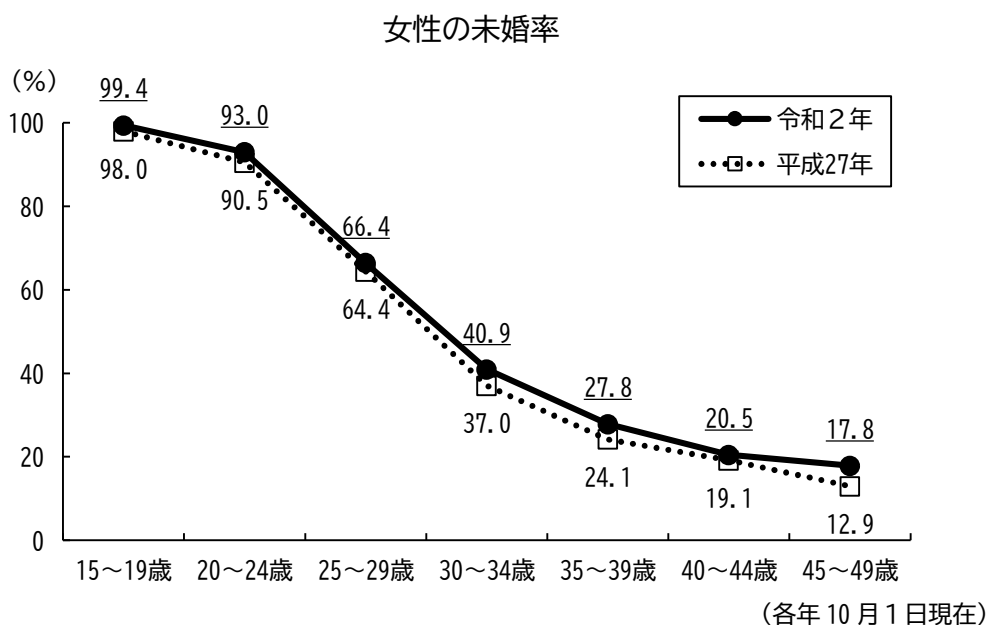
資料：総務省「国勢調査」

(6) 未婚率

令和2年の未婚率は、男性・女性とも全ての年齢区分で5年前よりも上昇しています。



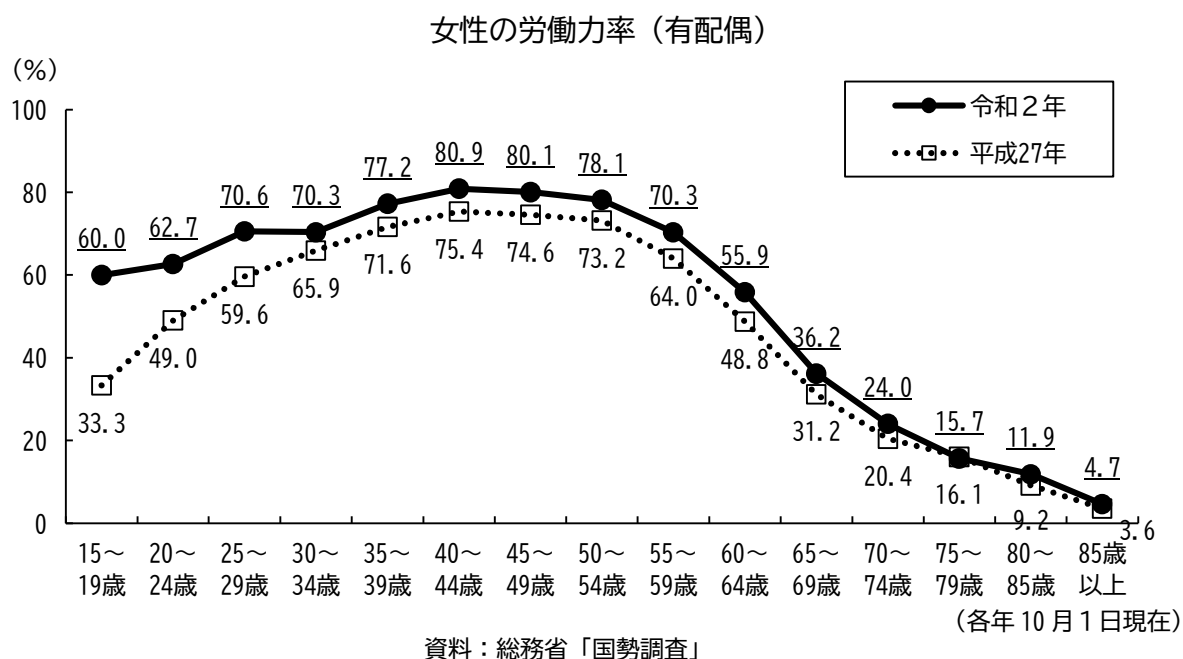
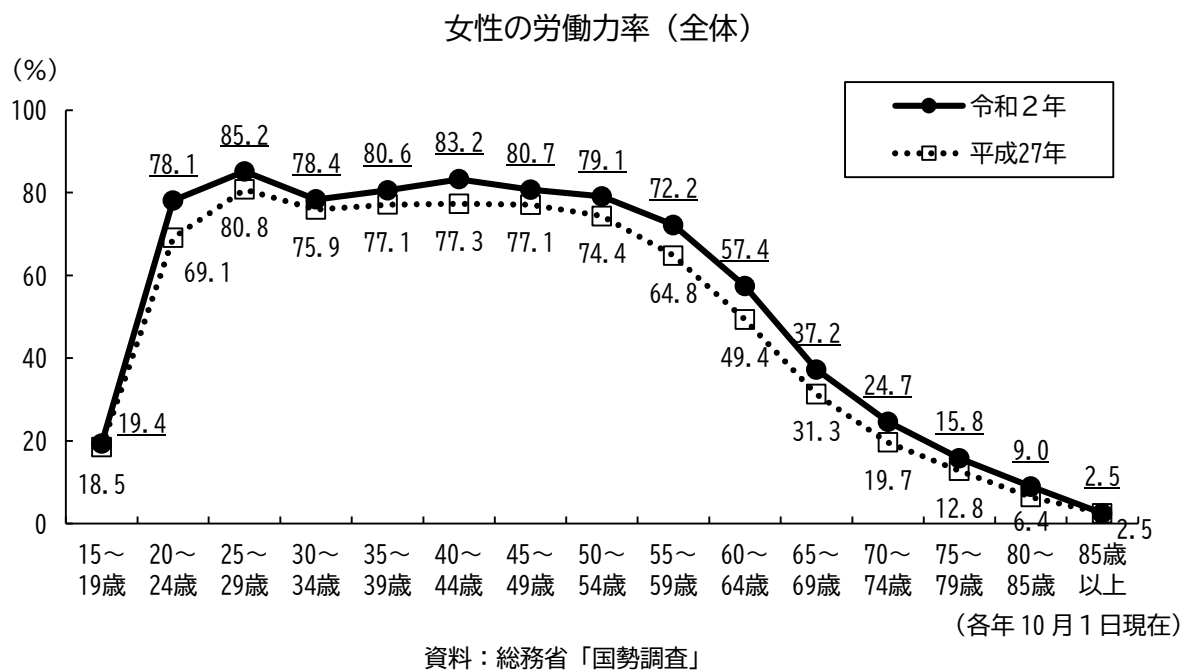
資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

(7) 女性の労働力率

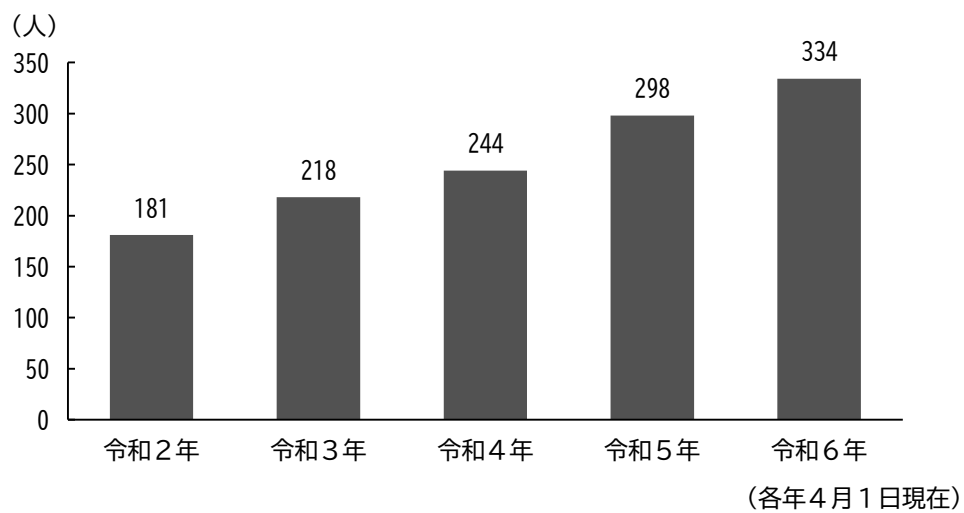
令和2年の女性の労働力率は、女性全体、配偶者のいる女性とも5年前よりも上昇傾向にあります。



(8) 外国籍のこどもの人口

18歳未満の外国籍のこどもの人口は増加傾向にあり、令和6年は334人となっています。

外国籍のこどもの人口の推移



資料：市民生活課「住民基本台帳人口」

2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 羽生市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

①調査の概要

ア. 調査対象

調査の種類	調査対象者
①就学前児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した就学前児童の保護者 1,200 人 (0 歳～6 歳の各歳 200 人を抽出)
②小学生児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した小学生児童の保護者 1,200 人 (小学校 1 年生～6 年生の各学年 200 人を抽出)
③妊婦	妊娠届を提出し、出産予定日が令和 6 年 6 月以降の妊婦

イ. 調査方法

調査の種類	調査方法
①就学前児童保護者	調査対象者に調査協力の依頼はがきを郵送し、オンライン回答により回収
②小学生児童保護者	
③妊婦	調査対象者に調査協力の依頼文書を郵送及び妊娠届提出時にこども家庭課窓口で配布し、オンライン回答により回収

ウ. 調査期間

調査の種類	調査期間
①就学前児童保護者	令和 6 年 5 月 27 日～6 月 14 日
②小学生児童保護者	
③妊婦	令和 6 年 5 月 24 日～6 月 14 日

エ. 配布・回収状況

調査の種類	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回答率 (C/A)
①就学前児童保護者	1,200	609	609	50.8%
②小学生児童保護者	1,200	560	560	46.7%
③妊婦	148	72	72	48.6%

②就学前児童保護者調査結果の概要

ア. 子どもの育ちをめぐる環境について

○子育てにもっとも影響すると思われる環境

「家庭」が91.6%で最も多く、次いで「認定こども園」が36.0%、「保育所（園）」が28.1%となっています。

○子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58.0%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.8%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が4.1%となっています。一方、「いずれもない」は11.7%となっています。

○子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）

相談できる人（場所）は、「いる／ある」は93.3%、「いない／ない」は6.7%となっています。

このうち、相談できる人（場所）が「いる／ある」方が気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が86.6%で最も多く、次いで「友人や知人」が66.9%、「保育士」が34.0%となっています。

イ. 妊娠・出産前後の状況について

○育児休業の取得状況

【母親】

「育児休業を取得した」が46.6%で最も多く、次いで「生まれたときには働いていなかった」が36.9%、「育児休業を取得中である」が9.0%となっています。

【父親】

「育児休業を取得していない」が77.7%で最も多く、次いで「育児休業を取得した」が15.8%、「父親はいない（母子家庭など）」が4.6%となっています。

○育児休業を取得した方が、希望の時期に職場復帰しなかった（できなかった）理由

【母親】

希望より早く復帰した方の理由は、「職場の都合」が34.5%で最も多く、次いで「年度初めの保育所（園）の入所時期に合わせるため」が31.0%、「希望する保育所（園）に入るため」が25.7%となっています。

希望より遅く復帰した方の理由は、「希望する保育所（園）に入れなかったため」が51.4%で最も多く、次いで「年度初めの保育所（園）の入所時期に合わせるため」が17.1%、「希望する保育所（園）に入るため」が8.6%となっています。

【父親】

希望より早く復帰した方の理由は、「職場の都合」が58.7%で最も多く、次いで「家

庭の都合」が22.2%、「希望する保育所（園）に入るため」が3.2%となっています。
希望より遅く復帰した方の理由は、「希望する保育所（園）に入れなかったため」と「職場の都合」がそれぞれ1件となっています。

○短時間勤務制度の利用状況

【母親】

「利用した」が63.4%で最も多く、次いで「利用しなかった」が26.8%、「育児休暇取得後に退職した」が3.5%となっています。

【父親】

「利用しなかった」が95.8%で大部分を占めており、「利用した」が2.1%となっています。

○母親が妊娠中や出産後に精神的に不安定になったこと

『あった』（「よくあった」＋「時々あった」）が58.3%、『なかった』（「ほとんどなかった」＋「なかった」）が41.7%となっています。

○妊娠中や出産後のサポートとして、特に必要だと思うサービスや事業

「経済面での補助」が56.7%で最も多く、次いで「赤ちゃんの育児サポート」が44.5%、「きょうだいをみてくれるサポート」が29.2%となっています。

ウ. 平日の幼稚園や保育所（園）などの利用について

○平日の教育・保育施設などの定期利用

「平日に定期利用しているものがある」が75.2%、「ない」が24.8%となっています。

このうち、「平日に定期利用しているものがある」方が利用している教育・保育施設では、「認定こども園」が50.4%で最も多く、次いで「保育所（園）」が34.3%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が10.5%となっています。

○教育・保育施設などを利用していない理由

「利用する必要がない」と「子どもがまだ小さいため」がそれぞれ41.7%で最も多く、次いで「子どもの祖父母や親せきの人がみている」が12.6%となっています。

エ. 病児・病後児保育について

○病気やけがで教育・保育施設などを利用できなかったことの有無

「あった」が62.2%、「なかった」が37.8%となっています。

○教育・保育施設などを利用できなかったときの対処方法

「母親が仕事を休んだ」が82.8%で最も多く、次いで「父親が仕事を休んだ」が40.7%、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居している場合も含む）」が32.3%となっています。

○病児・病後児保育を利用したいと思ったこと

父親または母親が休んだ方で、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」が41.1%、「利用したいと思わなかった」が58.9%となっています。

○病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

「利用料がかかる・高い」が46.5%で最も多く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が45.1%、「親が仕事を休んで対応できる」が38.0%となっています。

オ. 幼稚園や保育所（園）などの利用意向（継続・新規）について

○平日に定期的に利用したい教育・保育施設やサービス

「認定こども園」が45.0%で最も多く、次いで「保育所（園）」が36.8%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が14.1%となっています。

カ. 一時預かりについて

○利用したことのある事業

「利用していない」が92.9%と多くなっています。一方、利用したことのある事業では、「保育所（園）の一時預かり」が4.9%で最も多くなっています。

○一時預かり事業を利用していない理由

「特に利用する必要がない」が62.2%で最も多く、次いで「利用方法がわからない」が23.0%、「利用料がかかる・高い」が17.0%となっています。

○一時預かり事業の利用意向

「利用する必要はない」が52.7%で過半数を占めています。利用したいと思うのは、「私用（買い物、習い事など）リフレッシュ目的」が36.1%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が21.7%、「不定期の就労」が7.4%となっています。

キ. 宿泊を伴う一時預かりについて

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用希望

「利用したい」が5.9%、「利用する必要はない」が94.1%となっています。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用目的

短期入所生活援助事業を利用したい方の利用目的は、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が63.9%で最も多く、次いで「保護者や家族の病気」が55.6%、「冠婚葬祭」が30.6%となっています。

ク. 地域の子育て支援サービスについて

○地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点の利用の有無

「利用している」が18.1%、「利用していない」が81.9%となっています。

○地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点の今後の利用意向

「特に利用したくない、必要がない」が53.2%で最も多く、次いで「利用したい」

が25.6%、「現在と同程度利用したい」が14.6%となっています。

○子育て支援事業の認知度

『利用したことがある』という回答では、「地域子育て支援センター（なかよしひろば、いずみっこくらぶ、ふたばくらぶ、ぷち ToNe）、地域子育て支援拠点（こどもひろば）」が53.7%で最も多く、次いで「ママパピクラス、ママサロン、離乳食教室、産後ケア」が29.6%、「子育てアプリ」が22.0%となっています。

『知っているが利用したことはない』という回答では、「ファミリー・サポート・センター」が63.5%で最も多く、次いで「図書館のおはなし会」が58.5%、「教育相談室、家庭児童相談室（市民プラザ）」が55.7%となっています。

『知らない』という回答では、「子育て支援ヘルパー」が47.1%で最も多く、次いで「病児保育事業」が44.2%、「市発行の子育てガイドブック」が42.7%となっています。

ケ. 小学校就学後の放課後の過ごし方について

○放課後に過ごさせたい場所

「学童保育」が52.3%で最も多く、次いで「自宅」が40.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が17.8%となっています。

○住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度

『満足度が高い』（「満足度が高い」＋「やや高い」）が15.8%、「ふつう」が45.0%、『満足度が低い』（「やや低い」＋「満足度が低い」）が39.2%となっています。

③小学生児童保護者調査結果の概要

ア. 子どもの育ちをめぐる環境について

○子育てにもっとも影響すると思われる環境

「家庭」が92.5%で最も多く、次いで「小学校」が76.1%、「塾や習い事」が22.1%となっています。

○子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.8%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が10.5%となっています。一方、「いずれもない」は13.0%となっています。

○子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）

相談できる人（場所）は、「いる／ある」が88.8%、「いない／ない」が11.3%となっています。

このうち、相談できる人（場所）が「いる／ある」方が気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が78.7%で最も多く、次いで「友人や知人」が75.7%、「学校の先生」が33.0%となっています。

イ. 子どもの家庭生活について

○子どもとふれ合う時間

【母親】

平日は、「4時間以上」が35.2%で最も多く、次いで「2時間以上～3時間未満」が20.9%、「1時間以上～2時間未満」が17.5%となっています。

休日は、「4時間以上」が79.6%で最も多く、次いで「3時間以上～4時間未満」が7.1%、「2時間以上～3時間未満」が6.3%となっています。

【父親】

平日は、「1時間以上～2時間未満」が24.1%で最も多く、次いで「1時間未満」が21.1%、「2時間以上～3時間未満」が16.6%となっています。

休日は、「4時間以上」が58.6%で最も多く、次いで「3時間以上～4時間未満」が8.8%、「2時間以上～3時間未満」が8.6%となっています。

ウ. 子どもの学習状況や各種体験について

○子どもの各種体験の状況

『ある』という回答では、「テーマパークや遊園地に遊びに行く」が85.9%で最も多く、次いで「博物館・科学館・美術館などに行く」が63.2%、「キャンプやバーベキューに行く」が52.7%となっています。

一方、『ない』という回答では、「スポーツ観戦や劇場に行く」が61.1%（[金銭的な

理由で：6.6%〕＋〔時間の制約で：8.9%〕＋〔その他の理由で：45.5%〕）で最も多く、次いで「海水浴に行く」が49.8%（〔金銭的な理由で：4.1%〕＋〔時間の制約で：12.5%〕＋〔その他の理由で：33.2%〕）、「キャンプやバーベキューに行く」が47.3%（〔金銭的な理由で：4.1%〕＋〔時間の制約で：10.0%〕＋〔その他の理由で：33.2%〕）となっています。

○家庭での子どもへの各種対応

『ある』という回答では、「クリスマスのプレゼントをあげる」が98.2%で最も多く、次いで「子どもが自宅で宿題をする場所がある」が96.6%、「子ども用のスポーツ用品・おもちゃがある」が96.4%となっています。

一方、『ない』という回答では、「学習塾に通わせる」が71.1%（〔したくない、方針でしていない：50.9%〕＋〔経済的にできない：20.2%〕）で最も多く、次いで「毎月おこづかいを渡す」が66.8%（〔したくない、方針でしていない：59.5%〕＋〔経済的にできない：7.3%〕）、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」が22.1%（〔したくない、方針でしていない：12.1%〕＋〔経済的にできない：10.0%〕）となっています。

○子どもの将来について一緒に考えたり話したりすること

「たまにしている」が62.5%で最も多く、次いで「よくしている」が19.1%、「あまりしていない」が15.0%、「これまで特にしたことがない」が3.4%となっています。

エ. 放課後の過ごし方について

○過ごしている場所

「自宅」が73.9%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が49.6%、「学童保育」が25.2%となっています。

○住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度

『満足度が高い』（「満足度が高い」＋「やや高い」）が18.2%、「ふつう」が48.0%、『満足度が低い』（「やや低い」＋「満足度が低い」）が33.8%となっています。

④妊婦調査結果の概要

ア. 妊娠・出産前後について

○妊娠・出産に関する必要な情報の入手

「妊娠・出産に関する制度」は56.9%、「妊娠中の過ごし方」は73.6%、「出産・分娩に関すること」は65.3%、「出産後のこと」は55.6%、「子育てを支援してくれる制度」は37.5%が得られていると回答しています。

○出産や子育て・教育に関して気軽に相談できる人

「家族」が94.4%で最も多く、次いで「親族」が70.8%、「自分（回答者ご自身）の友人」が68.1%となっています。

○出産や子育て・教育に関する情報の入手先

「家族」が62.5%で最も多く、次いで「自分（回答者ご自身）の友人」が61.1%、「親族」が52.8%となっています。

○妊娠期や出産・子育てについて悩んだときの対応の仕方

「家族に相談する」が91.7%で最も多く、次いで「友人や知人に相談する」が65.3%、「医療機関に相談する」が29.2%となっています。

○妊娠・出産・子育てに関して知りたい情報

「子育て支援施設（幼稚園・保育所（園）等）の受け入れに関する情報」が76.4%で最も多く、次いで「子どもに関する手当（児童手当・医療費助成等）に関する情報」が59.7%、「乳幼児健診、予防接種等に関する情報」が51.4%となっています。

○妊娠中、精神的に不安定になったことの有無

『あった』（「よくあった」＋「時々あった」）が55.5%となっています。

○妊娠中や出産後のサポートとして、特に必要だと思うサービスや事業

「赤ちゃんの育児相談や育児サポート」が61.1%で最も多く、次いで「経済面での補助」が54.2%、「母親の健康面での相談」、「買い物・食事の支度などの家事支援」、「父親向けの育児講座」がそれぞれ23.6%となっています。

イ. 出産後の子育てについて

○今回の出産後の育児休業の取得予定

「ある」が62.5%、「ない」が11.1%となっています。

○育児休業の取得予定期間

育児休業取得予定の方の取得予定期間は、「1年以上2年未満」が40.0%で最も多く、次いで「6か月以上1年未満」が37.8%、「2年以上」が8.9%となっています。

○今回の出産後の配偶者・パートナーの育児休業の取得予定

「ある」が41.7%で最も多く、次いで「ない」が40.3%、「未定」が16.7%となっ

ています。

○配偶者・パートナーの育児休業の取得予定期間

育児休業取得予定の配偶者・パートナーの取得予定期間は、「1か月未満」が50.0%で最も多く、次いで「1か月以上6か月未満」が40.0%、「未定」が6.7%となっています。

○子どもに「定期的に」利用させたい教育・保育施設サービス

「保育所（園）」が58.3%で最も多く、次いで「認定こども園」が36.1%、「幼稚園（預かり保育も定期的に利用）」が26.4%となっています。

○地域の子育て支援事業の利用意向

認知度（「知っている」）では、「パパママクラス、ママサロン、離乳食教室、産後ケア」が59.7%で最も多く、次いで「保健センターの情報・相談事業」が56.9%、「ファミリー・サポート・センター」が45.8%となっています。

利用状況（「これまでに利用したことがある」）では、「パパママクラス、ママサロン、離乳食教室、産後ケア」と「地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点」がそれぞれ22.2%で最も多く、次いで「図書館のおはなし会」が6.9%となっています。

利用意向（「今後（も）利用したい」）では、「地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点」が26.4%で最も多く、次いで「パパママクラス、ママサロン、離乳食教室、産後ケア」が20.8%、「図書館のおはなし会」が16.7%となっています。

○羽生市は安心して出産・子育てをするのに適したまちだと思うか

『そう思う』（「そう思う」＋「大体そう思う」）が47.2%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）が15.3%となっています。

(2) 羽生市子どもの生活状況調査結果

①調査の概要

ア. 調査対象

- ・市内小学校の5年生全員及び市内中学校の2年生全員
- ・市内小学校の5年生の保護者全員及び市内中学校の2年生の保護者全員

イ. 調査方法

- ・小学5年生・中学2年生に対しては、学校でGIGAスクールタブレット端末を用いて、オンライン回答により回収
- ・小学5年生・中学2年生の保護者に対しては、学校から保護者にメールで調査協力の依頼を行い、オンライン回答により回収

ウ. 調査期間

令和6年4月30日～5月31日

エ. 配布・回収状況

	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回答率 (C/A)
小学5年生	377	350	350	92.8%
中学2年生	413	367	367	88.9%
小学5年生の保護者	377	258	258	68.4%
中学2年生の保護者	413	131	131	31.7%

②小学5年生・中学2年生調査結果の概要

ア. 普段の生活、悩みなどについて

○自己認識

「今の自分が好きだ」が【小5】72.3%、【中2】64.6%「自分の家族から大切にされていると思う」が【小5】93.4%、【中2】92.6%、「うまくいくかわからないことにも、がんばって取り組んでいる」が【小5】87.4%、【中2】81.8%、「自分は良いところがあると思う」が【小5】80.0%、【中2】74.1%の割合で『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかといえば、あてはまる」）と回答しています。

○困っていることや悩んでいること

「悩んでいることはない」（【小5】49.1%、【中2】29.2%）、「友達や仲間のこと」（【小5】23.7%、【中2】22.9%）、「勉強や進学のこと」（【小5】23.4%、【中2】58.9%）が上位3項目に挙がっています。一方、「相談相手や話を聞いてくれる人はいない」は【小5】4.9%、【中2】5.7%となっています。

○困っていることや悩んでいることがあるときに相談する人

「家族」（【小5】84.9%、【中2】73.0%）、「学校の先生」（【小5】48.3%、【中2】33.5%）、「学校やクラブなどの友人や先輩、後輩」（【小5】22.9%、【中2】46.0%）が上位3項目に挙がっています。

イ. ヤングケアラーについて

○「ヤングケアラー」の認知度

「ことばも内容も知っている」が【小5】9.1%、【中2】37.1%、「ことばは聞いたことがあるが内容は知らない」が【小5】17.4%、【中2】25.9%、「知らない」が【小5】73.4%、【中2】36.8%となっています。

○家族の中に自分が世話をしている人の有無

「いる」が【小5】30.0%、【中2】7.4%となっています。

ウ. 地域などについて

○羽生が好きか

『好き』（「好き」＋「どちらかといえば好き」）が【小5】86.8%、【中2】79.0%となっています。

○ほっとできる場所、安心できる場所

「自分の家」が【小5】94.0%、【中2】93.4%、「学校や塾など（部活などを含む）」が【小5】71.7%、【中2】64.5%、「図書館や公園など地域にある施設」が【小5】66.3%、【中2】61.1%、「SNSなどインターネット上の場所」が【小5】24.3%、【中2】50.2%の割合で『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）

と回答しています。

○羽生市にあるとよい施設

「趣味仲間が自由に集まれる場所」(【小5】50.3%、【中2】50.4%)、「気軽におしゃべりできる場所」(【小5】44.6%、【中2】39.2%)、「トレーニングや運動ができる場所」(【小5】42.3%、【中2】42.8%)が上位3項目に挙がっています。

エ. 学習や進路について

○自分の将来についての考え

「将来のためにも、今がんばりたい」(【小5】68.6%、【中2】62.1%)、「将来、一生けん命働きたい」(【小5】56.9%、【中2】43.3%)、「自分の将来に明るい希望を持っている」(【小5】55.7%、【中2】32.7%)が上位3項目に挙がっています。

③小学5年生・中学2年生の保護者調査結果の概要

ア. 子どもについて

○子どもの気持ちをわかっていると思うか

『わかっていると思う』（「わかっていると思う」＋「どちらかというかわかっていると思う」）が【小5】91.1%、【中2】89.3%となっています。

イ. 子どもの子育て・教育について

○子育て・教育をする上で心がけていること

【小5】では、「子どもの誕生日や季節の行事を一緒に楽しむようにしている」（96.5%）、「お金の使い方や価値について教えるようにしている」（96.2%）、「子どもがつらいときや悲しいときに支えられるよう見守っている」（95.4%）が上位3項目に挙がっています。

一方、「本を読むように勧めたり、読んだ本の感想を話し合ったりしている」、「近所の人たちと家族ぐるみで付き合うようにしている」（それぞれ50.0%）、「見る時間を決めてテレビを見させている」（43.8%）が下位3項目となっています。

【中2】では、「子どもがつらいときや悲しいときに支えられるよう見守っている」（98.5%）、「子どもにやりたいことがあれば、できるだけ挑戦させている」（97.0%）、「生活に当たって必要なことは、なるべく子どもが自分でできるように教えている」、「子どもの誕生日や季節の行事を一緒に楽しむようにしている」、「子どもから親に相談しやすい関係づくりに配慮している」（それぞれ96.2%）が上位5項目に挙がっています。

一方、「近所の人たちと家族ぐるみで付き合うようにしている」（56.5%）、「見る時間を決めてテレビを見させている」（55.7%）、「本を読むように勧めたり、読んだ本の感想を話し合ったりしている」（52.7%）が下位3項目となっています。

○子どものことで悩んでいること

上位2項目は、「子どもの学力、勉強に関すること」（【小5】29.8%、【中2】46.6%）、「特にない」（【小5】29.5%、【中2】26.7%）で共通しており、第3位は【小5】が「子どもの性格に関すること」で25.6%、【中2】が「教育費に関すること」で23.7%となっています。

○子育て・教育をする上で気軽に相談できる人（場所）

「家族」（【小5】82.9%、【中2】84.0%）、「自分（回答者ご自身）の友人」（【小5】56.6%、【中2】61.1%）、「親族」（【小5】55.0%、【中2】47.3%）が上位3項目に挙がっています。一方、「相談できる人（場所）がない」は【小5】3.5%、【中2】0.8%となっています。

○子どもにとって、どのような支援があるとよいと思うか

上位2項目は、「生活や就学のための経済的援助」（【小5】39.9%、【中2】48.9%）、
「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」（【小5】37.2%、【中2】32.8%）で共通
しており、第3位は【小5】が「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」で
30.6%、【中2】が「進路や生活について何でも相談できる場所」で31.3%となって
います。

ウ. 子どもの家庭での生活について

○子どもが、大人が行うような家事や家族の世話などをすること

「ある」が【小5】6.2%、【中2】4.6%となっています。

エ. 家計の状況について

○家族の現在の暮らしの総合的な状況

『ゆとりがある』（「十分ゆとりがある」＋「ややゆとりがある」）が【小5】19.8%、
【中2】13.8%、「普通」が【小5】49.6%、【中2】59.5%、『苦しい』（「やや苦しい」
＋「大変苦しい」）が【小5】30.6%、【中2】25.9%となっています。

○過去1年間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料または衣類が買えなかったこと

「よくあった」が【小5】2.7%、【中2】3.1%、「ときどきあった」が【小5】7.4%、
【中2】9.2%、「なかった」が【小5】89.1%、【中2】87.0%となっています。

3 こども・若者意見交換ワークショップからの声

(1) ワークショップの概要

【目 的】 こども・若者からの意見や想いを直接聴く機会を設け、その声を今年度策定予定の羽生市こども計画に反映するため、こども・若者が自主的に意見を出し合い、発表するワークショップを実施しました。

【日 時】 令和6年8月27日（火） 午後2時～午後4時

【場 所】 羽生市民プラザ 205研修室

【参加者】 市内在住・在学の中学生～大学生 8名

【方 法】 2つのグループに分かれて、グループワークを通して意見交換、グループ発表

(2) 主な意見

テーマ①「こどもにとってどんなまちが住みやすい？」

■楽しい地域

- ・ 明るく、楽しいまち
- ・ 自由に遊べる
- ・ 娯楽がいっぱい！
- ・ レジャー施設 ex) 公園だけでなく、“遊びの場”を増やす
- ・ 放課後児童クラブ ex) 友達と遊んだり、宿題をしたり・・・
- ・ 地域交流 ex) 様々な世代間
- ・ 近所とのコミュニケーションがある
- ・ 村君・三田ヶ谷などの地域を明るくする集会所などの施設
- ・ 家か公民館など、地域の人々とふれあえる場所
- ・ いろんな年代が集まっている
- ・ イベントを増やす
- ・ (必要のない) ルールが少ない or 開放的な
- ・ 親しみやすい雰囲気のみち
- ・ やりたいことや夢を叶えられる

■遊び場

- ・ 遊び場がたくさんあるまち（公園、ショッピングモール等）
- ・ 気軽に遊べる場
- ・ 気軽に寄れる場
- ・ お金のかからない遊べる場所

- ・ 多人数で長時間居られる場所
- ・ デートスポット的な所をたくさん作ってほしい
- ・ こどもたちだけでなく、大人も一緒に楽しめる場を作る
- ・ 公園がたくさんある
- ・ スケボー禁止の公園やめてほしい
- ・ 花火ができる！

■便利・快適

- ・ インターネット環境が整っている所
- ・ コンビニがもっとほしい
- ・ 夏は涼しい、冬は暖かい
- ・ 紙を少なく ←広報のデータ化 etc

■安心・安全

- ・ 安全なまち＝治安の良い街
- ・ 事故の少ないまち
- ・ 防犯がしっかりしている
- ・ 犯罪が少ない
- ・ 不審者がいない
- ・ 道がきれい
- ・ カーブミラー、道路標識など交通整備が整っているまち
- ・ 街灯が多く、真っ暗で危ない所が少ない
- ・ 歩道が広い
- ・ 歩道があり、歩いていて安全なまち
- ・ 自転車専用道路がある

■公共交通

- ・ 駅に涼しいところを！
- ・ 駅にハトがいない
- ・ JR通してほしい
- ・ 南羽生駅に無料駐輪所を反対側の改札がほしい
- ・ 交通機関がたくさんある
- ・ 通学しやすい

■経済

- ・ 時給が高いところ
- ・ 物価が安いところ

テーマ②「(放課後) こどもたちが居心地の良い場所とはどういうところ？」

■あたたかい場所

- ・一人じゃなく、誰かといられる（孤独や孤立を感じない場所）
- ・親と子で過ごせる場
- ・あたたかい家庭
- ・家みたいな場所
- ・静かで落ち着けるアットホームな場所
- ・静かすぎず、ほどよく雑談が可能
- ・ストレスフリーな場所
- ・地域交流できる場
- ・こども食堂（経済的に食事がとれない家庭もあるので、ご飯食べたり、宿題したり）
- ・共働きが増えている中で、学童はとてめありがたいので、もっと増えてほしい
- ・身内ノリみたいなのが少ない
- ・最近ではスマホとかの画面を見ることが多いので、自然が多く、目を休められる場所
- ・古い概念にとらわれない
- ・自由に遊べるけど、ちゃんと大人の目が行き届いている場所
- ・監視の目が少ない（自由にリラックスできる場所がほしい）

■安心・安全な場所

- ・安心・安全なあそびば
- ・大人に見守られ、安心できる場所
- ・防犯カメラなどを設置して、安心して遊べる場所
- ・暑い場所でイベントなどをするときは、ミストが設置してある場所
- ・屋内だったら、冷房がしっかり効いている場所
- ・街灯が多く、あそびに行ったり、塾とかに行く時も安全な場所

■やりたいことができる場所

- ・静かで勉強に集中できる場所
- ・勉強ができたり、友達とあそべる！
- ・資格取得のための実技練習場所
- ・収録スタジオ
- ・楽器の練習が可能（安い値段で）な場所があるといい
- ・（運動が苦手なので）気軽に人目を気にせず運動できるところ

■快適な場所

- ・公園
- ・心地の良い温度（室内）
- ・ふらっと寄れる涼しいところ
- ・夜遅くまでやってくれる空調完備の公共施設

■商業施設

- ・コンビニが半径3km以内にあるところに住みたい
- ・学校の近くのファミレス、ショッピングモールとか
- ・食べ物、飲み物がある
- ・カラオケ

■駅

- ・高校生になると駅を利用するので、駅ナカのコンビニ、駅チカの自習室（←無料）、ファミレスを発展させてほしい
- ・羽生は車を使わないと行けない場所が多くて困っているので、駅周辺をもっと強化してほしい

■移動手段

- ・「電動マイクロモビリティ」のシェアリングサービス求む
- ・貸し出しの電動自転車をもっと多くしてほしい
- ・バスをもっと多くしてほしい
- ・バスで放課後、市外に出やすくしたい！！

4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) 少子化、未婚化などへの対策

本市の年少人口は減少傾向にあり、令和5年度の出生数は過去5年間で最も少なくなっています。期間合計特殊出生率も令和5年は0.91まで低下しています。また、未婚率についても、男女とも5年前より上昇しています。

結婚し、こどもを産み、育てたいと望む若い世代が、そのような将来の展望を描けるような環境づくりを進めていくことが求められます。

(2) 妊娠・出産時における支援

就学前児童保護者や妊婦へのアンケート調査結果では、妊娠中や出産後に精神的に不安定になったことがあるという母親が半数以上に上っており、相談支援体制を充実していくことが求められます。

また、妊娠中や出産後のサポートで特に必要だと思うサービスや事業については、「経済面での補助」、「赤ちゃんの育児相談や育児サポート」、「母親の健康面での相談」、「買い物・食事の支度などの家事支援」「父親向けの育児講座」などが上位に挙がっています。

若い世代が、安心してこどもを産み育てることができるよう、必要とされている支援を必要としている人に確実に届けていくことが重要です。

(3) 乳幼児期の子育て支援

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、平日の教育・保育施設などの定期利用について、「定期利用しているものがある」が75.2%、「ない」が24.8%となっています。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であることを踏まえ、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進めていく必要があります。

(4) こどもたちの生きる力の育成

小学5年生・中学2年生の保護者へのアンケート調査結果では、子どもにとってどのような支援があるとよいと思うかについて、「生活や就学のための経済的援助」、「仲間と出会え、一緒に活動できるところ」、「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」、「進路や生活について何でも相談できるところ」などが上位に挙がっています。

全てのこどもの学ぶ機会の保障や体験の機会の充実を推進していく必要があります。

(5) こども・若者の居場所づくり

小学5年生・中学2年生へのアンケート調査結果では、羽生市にあるとよい施設について、「趣味仲間が自由に集まれる場所」、「気軽にしゃべりできる場所」、「トレーニングや運動ができる場所」などが上位に挙がっています。

また、こども・若者意見交換ワークショップでは、「静かで落ち着けるアットホームな場所」、「安心・安全なあそび場」、「静かで勉強に集中できる場所」、「楽器の練習ができる場所」、「地域交流できる場」などの意見がありました。

こども・若者が地域の中で安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めていくことが求められます。

(6) 様々な困難を抱えたこどもや子育て家庭への対応

こどもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化する中、性別、国籍、障がいの有無、家庭環境等に関わらず、こども・若者が、誰一人取り残されず、健やかに成長していけるよう社会全体で支えていくことが求められています。

本市においても、増加するひとり親世帯、外国籍のこども、また、家計の状況が苦しい状況にある子育て家庭など、様々な困難を抱えたこどもや子育て家庭それぞれの実情に応じた支援を行っていく必要があります。

また、全国的に児童虐待、ヤングケアラーの対応は早急に取り組むべき喫緊の課題であり、家庭・学校・地域・関係機関が緊密に連携して取り組んでいく必要があります。

(7) 安心してこどもの育ちや子育てできる環境づくり

こども・若者意見交換ワークショップでは、こどもにとって住みやすいまちについて、「明るく、楽しいまち」、「親しみやすい雰囲気のあるまち」、「治安の良いまち」、「街灯が多く、真っ暗で危ない所が少ない」、「自転車専用道路がある」などの意見がありました。

こどもたちの身の回りの危険な事件・事故など様々な安全上の課題に対して、安全に安心してこどもの育ちや子育てできるよう、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

また、小学5年生・中学2年生のアンケート調査結果では、ほっとできる場所、安心できる場所として、「SNSなどインターネット上の場所」が上位に挙がっています。こどものSNS・インターネット利用の低年齢化が進む中、様々なトラブルに巻き込まれないよう、安全に安心してSNS・インターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本理念

本市の第6次羽生市総合振興計画（平成30年3月策定）の基本理念「市民参加、市民参画、市民協働」「次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり」を踏まえ、「育つ楽しみ」「育てる喜び」を実感できるまちづくりを目指します。

◇育つ楽しみ

子育てを通して親（保護者）もまた成長します。そして、こどもや子育て家庭に関わることによって地域社会も共に「育つ」といえるでしょう。こども・親（保護者）地域社会が日々「育つ楽しみ」を実感しながら暮らしていけるまちづくりを目指します。

◇育てる喜び

子育てに関わる人が子育てを通して喜びを感じられるようなまちづくりを目指します。次代の親となるこどもたちが周囲の愛情と喜びを感じながら育つことは、将来の子育てへの希望を育みます。

以上のような考え方にに基づき、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、本計画を以下のように設定します。

育つ楽しみ・育てる喜び
みんなで共有できるまち 羽生

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標を定め、こども施策を展開します。

基本目標は、こども大綱で示された「こども施策に関する基本的な方針」や「こども施策に関する重要事項」を勘案し、また、本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、ライフステージ別の目標（妊娠・出産、乳幼児期／学童期・思春期／青年期）とライフステージを通して取り組むべき目標、子育て当事者への支援に関する目標の5つを基本目標として掲げました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱からなるこども施策の基本的な方針が示されるとともに、この方針の下で取り組むこども施策に関する重要事項が示されています。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別に見た重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで／学童期・思春期／青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

5つの基本目標

基本目標1 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する【妊娠・出産、乳幼児期】

こどもの誕生前から子育て期を通じた切れ目のない相談支援、保健・医療の確保を推進します。また、地域における親子での活動や親同士の交流の機会の提供、幼児期の質の高い教育・保育を提供し、こどもの育ちと子育て家庭をひとしく支援します。

基本目標2 生きる力を育む教育・体験を充実する【学童期・思春期】

全てのこどもが豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるよう教育・体験を充実するとともに、学校や地域が安心して過ごし学ぶことのできる居場所となるよう取り組んでいきます。また、思春期のこどもたちの健全な成長、健康維持・増進に取り組めます。

基本目標3 若者の自立と社会参加を支援する【青年期】

青年期の若者が、自らの適性等を理解し、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができるよう、地域社会で活躍できる機会をつくるとともに、不安や悩みを抱える若者に対する相談体制の充実を図ります。また、青年期は様々なライフイベントが重なる時期であり、この時期に結婚を希望する若者への支援を推進します。

基本目標4 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援を充実する

障がいのあるこどもへの支援、児童虐待防止、こどもの貧困対策、ヤングケアラー、ひとり親家庭、外国籍のこどもや家庭への支援など、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対して、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に支援する取組を推進します。

基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する

全てのこどもと子育て家庭が、安心して子育て・子育てできるよう、こどもと若者の意見表明及び仕事と子育ての両立のための環境整備、家庭教育支援の充実する取組を推進します。また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全ての子育て家庭を対象とした支援体制の充実や、安心・安全なまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標1 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する【妊娠・出産、乳幼児期】

- 1-1 相談支援体制の充実
- 1-2 母と子の健康を育む環境づくり
- 1-3 幼児期の保育・教育事業の提供
- 1-4 子育て家庭への経済的支援の推進

基本目標2 生きる力を育む教育・体験を充実する【学童期・思春期】

- 2-1 学校教育の充実
- 2-2 こどもの居場所づくり・放課後児童の健全育成の推進
- 2-3 地域における多様な体験的活動の促進
- 2-4 思春期の心と体の健康づくり

基本目標3 若者の自立と社会参加を支援する【青年期】

- 3-1 若者の居場所づくりと社会参加の促進
- 3-2 結婚を希望する若者への支援

基本目標4 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援を充実する

- 4-1 障がいのあるこどもに対する支援体制の充実
- 4-2 児童虐待防止対策の充実
- 4-3 こどもの貧困に対する支援の推進
- 4-4 ヤングケアラーへの支援の推進
- 4-5 ひとり親家庭の支援体制の充実
- 4-6 外国籍のこどもや家庭への支援の推進

基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する

- 5-1 こども・若者の意見表明のための環境整備
- 5-2 仕事と子育ての両立のための環境整備
- 5-3 家庭における子育て支援の充実
- 5-4 地域の子育て支援体制の充実
- 5-5 安心・安全なまちづくりの推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する 【妊娠・出産、乳幼児期】



1-1 相談支援体制の充実

(1) 各種相談支援機能の充実

従来の「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」の児童福祉機能の両機能を統合し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的相談機関として「こども家庭センター」を設置します。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、切れ目のない支援を提供できる体制を整えます。また、継続的に各種相談についても連携を図りながら、こどもの年齢や成長段階に応じた相談に対応できるよう体制を充実します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こども家庭センター事業 （利用者支援事業） （こども家庭課）	妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。 【具体目標と確保策：第5章（P70）】	体制の整備 （専門職員の配置）	未実施	1 か所
【新規】 羽生市子育てアプリ （こども家庭課）	羽生市での子育てをサポートするため、こどもの成長記録や予防接種のスケジュール管理機能をはじめ、子育て情報を配信します。	登録者数	467 人	1,000 人
家庭児童相談室 <再掲：P42、45> （こども家庭課）	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため、専門的な相談と指導を行います。	年間相談 延べ件数	51 件	90 件
乳幼児相談 （こども家庭課）	乳幼児健診後、こどもの成長・発達と親の不安解消を図るため、面談・電話・訪問によるこどもの発育の再確認・指導を行います。	年間相談 延べ件数	291 件	300 件

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
歯科相談 (健康づくり推進課)	歯磨き指導、歯科相談を行います。	年間相談 延べ件数	2 件	5 件
教育相談事業 <再掲：P42、45> (学校教育課)	羽生市スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回訪問し、適応指導教室や関係機関との連携を図ります。	学校巡回 訪問日数 (年間)	70 日	70 日
女性相談事業 (人権推進課)	DVや子育てに関する不安など女性の悩み全般への支援を実施します。	年間相談 延べ件数	202 件	200 件
【新規】 こころの健康相談 <再掲：P37、45、47> (健康づくり推進課)	こども・若者及び子育て家庭等の心の健康に関して、精神科医師及び臨床心理士が相談に応じます。	年間相談 延べ件数	43 件	50 件

※見込値とは、令和11年度に各種事業における指標の目安となる数値を標記しています。

※【新規】とは、本計画上において新規に事業として掲載したものを表しており、従来から実施されている事業等を含みます。

(2) 地域子育て支援拠点事業の充実

子育て中の親子が気軽に集い、親子での交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所や機会を提供し、子育て関連情報の発信を行います。また、子育て力の向上を図り、家庭における子育てしやすい環境づくりを支援するとともに、子育て関連の関係機関と連携を図り、継続した支援体制を整備します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
地域子育て支援拠点事業 (こどもひろば運営事業) <再掲：P58> (児童保育課)	乳幼児期の親子の交流、子育て相談、情報提供等を実施しこどもの健やかな育ちを促進します。 【具体目標と確保策：第5章（P70）】	利用者数	8,173 人	10,000 人
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター 運営支援事業) <再掲：P59> (児童保育課)	民間保育園等4か所に設置しています。子育て相談とともに乳幼児期の親子が相互に交流できる場所や機会を提供します。 【具体目標と確保策：第5章（P70）】	利用者数	14,737 人	20,000 人

1-2 母と子の健康を育む環境づくり

(1) 妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進

妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう「こども家庭センター事業」を推進するとともに、母子保健事業を通じて妊娠・出産の健康管理や乳幼児の健全な発育発達を支援します。更に、妊産婦及び乳幼児の健全育成を推進する羽生市母子愛育会による訪問相談活動を促進します。

事業名(担当課)	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こども家庭センター事業 (子育て世代相談支援事業) (こども家庭課)	全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し一体的な相談支援を実施し、必要なサービスの提供、調整等を行います。また、安心して妊娠期から子育て期まで過ごせるよう、面談等により不安や悩みの相談に応じます。	面談件数	269 件 (子育て世代包括支援センター)	252 件
【新規】 妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援事業) (こども家庭課)	妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、安心して出産・子育てができるよう面談や継続的な情報発信等による伴走型支援を行います。 【具体目標と確保策：第5章(P79)】	面談実施 合計回数	803 回	756 回
妊産婦支援事業 妊婦健康診査 【新規】初回産科受診費用助成 【新規】多胎妊娠の妊婦健康診査 【新規】妊婦歯科健康診査 【新規】産婦健康診査 妊産婦訪問 (こども家庭課)	安心して妊娠・出産できるように妊婦健診等の費用の一部助成や低所得の妊婦を対象に初回産科受診料を助成します。 また、保健師・助産師が訪問して妊娠から子育てに関する指導・助言等の支援を行います。 【具体目標と確保策：第5章(P71)】	妊婦健康診査 受診者数	272 人	252 人
		初回産科受診 費用助成者数	6 人	10 人
		多胎妊婦健診 費用助成者数	未実施	5 人
		妊婦歯科健診 受診者数	67 人	80 人
		産婦健康診査 受診回数 受診者数	1 回 245 人	2 回 252 人
		妊産婦 訪問件数	延べ 289 件	延べ 300 件
【新規】 産後ケア事業 (こども家庭課)	出産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行います。 【具体目標と確保策：第5章(P80)】	提供体制 (訪問型)	29 人日	30 人日
		提供体制 (デイケア型)	未実施	20 人日
		提供体制 (宿泊型)	未実施	30 人日

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
乳幼児家庭訪問事業 赤ちゃん訪問事業 未熟児養育支援訪問 養育支援訪問事業 ＜再掲：P50＞ （こども家庭課）	家庭訪問を行い、発育発達の確認や養育に関する助言等を行い、育児不安の解消等を図ることで健やかな子育てができるよう支援します。 【具体目標と確保策：第5章（P71、72）】	赤ちゃん訪問事業訪問件数	283 件	252 件
		未熟児養育支援訪問件数	9 人	10 人
		養育支援訪問事業	35 人	50 人 5人(要保護)
乳幼児健康診査事業 乳幼児健康診査 乳幼児訪問指導 （こども家庭課）	乳幼児期のこどもの発育発達の確認と疾病の早期発見・保護者の育児不安や悩みの軽減のため、1か月・4か月・10か月・1歳6か月・3歳児を対象に健康診査を実施し、必要に応じて事後支援を行います。更に、発達障害等のこどもの個々の発達の特性を早期に把握し、こどもとその家庭に必要な支援につなげるため新たに5歳児健康診査を導入します。	1か月健診受診者数	8 人	252 人
		4か月健診実施回数 受診者数	年 12 回 283 人	年 12 回 252 人
		10か月健診実施回数 受診者数	年 12 回 286 人	年 12 回 252 人
		1歳6か月健診実施回数 受診者数	年 12 回 272 人	年 12 回 278 人
		3歳児健診実施回数 受診者数	年 12 回 300 人	年 12 回 299 人
		【新規】 5歳児健診受診者数	未実施	302 人
【新規】 新生児聴覚スクリーニング検査 （こども家庭課）	聴覚の問題の早期発見・早期治療のため、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行います。	受診者数	239 人	252 人
母子愛育会活動の推進 ＜再掲：P59＞ （こども家庭課）	母と子の健康を支援する地域のボランティア組織として子育て家庭を支援します。 （三世代交流・赤ちゃん訪問・健康講座）	交流事業回数 赤ちゃん訪問件数	23 回 241 件	25 回 250 人
歯科保健事業 ママパピラス （デンタルケア） 2歳児歯科健診 歯科巡回指導 （こども家庭課）	こどもとその保護者に対し、正しい歯磨きと食事の習慣化について学べるよう支援します。また、歯質強化のためのフッ化物塗布を実施します。	デンタルケア参加者数	年4回 24 人	年4回 24 人
		2歳児歯科健診受診者数	年 12 回 279 人	年 6 回 292 人
		歯科巡回指導実施者数	16 回 319 人	11 回 320 人
予防接種事業 （こども家庭課）	感染症の予防、症状の軽減、病気のまん延防止のため医療機関と連携を図り、定期予防接種事業を実施します。また、子育て支援インフルエンザ予防接種事業を継続します。	子育て支援インフルエンザ予防接種接種率	37.6%	40.0%
母子栄養改善事業 離乳食教室 （こども家庭課）	乳児期のこどもとその保護者を対象に、離乳食の進め方について学べるよう支援します。	実施回数 参加者数	年 6 回 24 人	年 6 回 30 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こころの健康相談 <再掲：P34、45、47> (健康づくり推進課)	こども・若者及び子育て家庭等の心の健康に関して、精神科医師及び臨床心理士が相談に応じます。	年間相談 延べ件数	43 件	50 件

1－3 幼児期の保育・教育事業の提供

(1) 保育所・園、認定こども園の充実

女性の就業機会の増加に伴い保育施設への入所率の上昇及び入所の低年齢化の傾向がありますが、今後少子化の進行により入所児童数が減少することも予想されます。このような現状を踏まえ、適正な教育・保育における質及び量の確保・向上を図り、保育環境の充実に努めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
保育園、認定こども園 の環境整備 (児童保育課)	保育園、認定こども園の整備を行い、適正な定員を確保して待機児童を解消します。 【具体目標と確保策：第5章（P64）】	待機児童 (4/1 時点)	0 人	0 人
保育士の質の向上機会 の確保 (児童保育課)	保育士の保育に関する必要な知識・情報等の習得のため、各種講習会、研修会及び講演会への参加を支援します。	市関連団体 研修等への 参加回数	4 回	6 回
保育士の確保 (児童保育課)	必要とされる保育士を確保し、待機児童を解消します。	市内 新規採用 保育士数	23 人	27 人

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の連携を図ります。

また、小学校との情報交換を密にし、乳幼児期から就学までの円滑な接続を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
保育連絡協議会 ＜再掲：P 60＞ （児童保育課）	保育関係者の連絡機関として保育の向上に努めるとともに、研修等を合同で実施します。 （講習会・交流研修会・防災訓練・防犯交通安全教室）	研修回数	4 回	4 回
保幼小連絡協議会 （学校教育課）	幼稚園・保育園・保育所・認定こども園・小学校が互いに連携し、児童や職員間の交流を行い未就学児と小学校との円滑な接続を図ります。	研修回数	2 回	2 回

（３）幼児教育・保育支援事業の充実

安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様なニーズに対応するため、幼児教育・保育における支援事業の充実に努めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
延長保育事業 （児童保育課）	多様な就労形態等による保育需要に対応して、通常の利用時間以外の時間において保育を行います。 【具体目標と確保策：第５章（P 75）】	提供体制	450 人	450 人
障がい児保育 （児童保育課）	心身に障がいをもつ児童の保育を行い、各施設や機関との連携を図ります。	提供体制	9 か所	9 か所
病児保育事業 （児童保育課）	病気の児童を保護者が家庭で保育できない場合に一時的に保育を行う病児保育室「はねの家」を羽生総合病院内に設置しています。 また、実施中の体調不良児型は継続して実施します。 【具体目標と確保策：第５章（P 75）】	提供体制	4 か所	5 か所
乳児保育 （児童保育課）	年間を通して乳児の入所に対応できるよう、保育士を確保し、待機児童の解消を図ります。	提供体制	10 か所	9 か所
休日保育事業 （児童保育課）	多様な保育需要に対応して、日曜日や祝日にも、保育事業を提供していくことを検討します。	提供体制	未実施	1 か所
一時預かり事業 （児童保育課）	保護者の急病等により保育が必要となる児童を一時的に預かります。 【具体目標と確保策：第５章（P 74）】	提供体制	1,000 人日	1,000 人日
子育て短期支援事業 （こども家庭課）	保護者がこどもを養育することが一時的に困難になった場合、施設において預かります。 【具体目標と確保策：第５章（P 73）】	提供体制	12 人日	21 人日

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
アレルギー等対応特別給食提供事業 （児童保育課）	食物アレルギー等のため、給食の際に特別の配慮を要する児童のために、アレルギー等に対応した給食の提供を図ります。	提供体制	10 か所	9 か所
【新規】 乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） （児童保育課）	満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに対して、保育所等において適切な遊びの場と生活の場を提供します。乳児等のための支援給付としての実施に向けた取組を行います。	提供体制	未実施	1 か所

1－4 子育て家庭への経済的支援の推進

（1）各種支援制度の充実

子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、出産育児関連用品、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的支援を実施します。保護者の経済的負担を軽減し児童の健全やかな育成を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
幼児教育の無償化制度 （児童保育課）	幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳以上児の幼稚園や保育園・認定こども園の保育料を無償とします。	対象者数 (4/1 時点)	994 人	816 人
多子世帯保育料軽減事業 （児童保育課）	0～2歳の第3子以降の子の保育園・認定こども園の保育料を無償とします。	対象者数	47 人	25 人
【新規】 不妊治療費助成事業 （こども家庭課）	不妊等で悩む家庭の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。	受診者数	53 人	60 人
【新規】 早期不妊検査費・ 不育症検査費助成事業 （こども家庭課）	こどもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、早期不妊検査・不育症検査に要する費用の一部を助成します。	受診者数	11 人	15 人
【新規】 妊婦のための支援給付事業 （出産・子育て応援給付金事業） （こども家庭課）	妊娠中から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と給付金による経済的支援を一体的に行います。	支給者数	延べ 539 人	延べ 504 人
子ども医療費支給事業 （こども家庭課）	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18歳までのこどもに対する医療費の一部を支給します。	対象者数	6,523 人	6,299 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
児童手当 (こども家庭課)	次世代を担う全てのこどもの育ちを支えるため、18歳までのこどもを対象に児童手当を支給します。	受給者数	3,101人	4,000人
児童扶養手当 ＜再掲：P51、54＞ (こども家庭課)	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。	受給資格世帯数	387世帯	350世帯
特別児童扶養手当 ＜再掲：P49＞ (こども家庭課)	精神又は身体に一定の障がいのある20歳未満のこどもを育てている家庭等に、特別児童扶養手当を支給します。	受給者数	95人	100人
ひとり親家庭等医療費助成 ＜再掲：P51、54＞ (こども家庭課)	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、こどもとその親等に対する医療費の一部を支給します。	受給者数	741人	700人
未熟児養育医療費給付事業 (こども家庭課)	未熟児の保護者の経済的負担を軽減するため、養育医療費を給付します。	受給者数	9人	10人
就学援助費給付事業 ＜再掲：P52＞ (教育総務課)	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの就学に必要な費用の一部を支援します。	要保護・準要保護児童生徒数	509人	450人
重度心身障がい者医療費の助成 (社会福祉課)	各種障害者手帳を所持する者のうち、助成の対象となる障がい児に対して、医療費の一部を支給します。	受給者数	65人	65人
障害児福祉手当 (社会福祉課)	在宅の重度障がい児に対して、手当を支給します。	受給者数	23人	23人

基本目標 2 生きる力を育む教育・体験を充実する 【学童期・思春期】



2-1 学校教育の充実

(1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進

教育活動全体を通じて、こどもたち一人ひとりに保障されている人権について学び、こどもの権利、人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権意識の醸成を図ります。

また、国際化やICTなど現在の社会状況に対応した技能や能力を身につけるための教育環境を整備するとともに、それに伴うモラル教育も推進し、こどものメディアリテラシーの習得を図ります。

さらに、職業体験や福祉活動体験を通して、将来の自分の仕事や社会貢献についての意義を学び、次世代の社会を担う人材としての自覚を促し、こどもたちが自ら生きる力を身につけるための教育を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こどもの権利に関する理解の促進 （学校教育課）	こどもの権利に関する理解を促進するため、関係通知等の周知を図るとともに、人権についての学習機会を提供します。	実施校数	14 校	12 校
ICTを活用した教育活動の充実 （学校教育課）	全小中学校にタブレットPCを配置し、ICTを活用した効果的な授業を実践します。 また、情報モラル教育も推進し、メディアリテラシーの習得を図ります。	ICTを活用した授業実践校	14 校	12 校
ALTを活用した外国語教育の充実 （学校教育課）	ALT（外国語指導助手）を市内の全小・中学校に配置し、外国語教育を実施します。	配置人数	14 人	12 人
【新規】 英語検定料助成 （学校教育課）	英語力の向上を図るため、中学3年生を対象に、実用英語技能検定の検定料を助成します。	助成者数	139 人	200 人
中学生社会体験チャレンジ事業 （学校教育課）	中学2年生が市内の事業所や関係企業等での職場体験等を実施します。	実施中学校数	3 校	3 校

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
学習支援員事業 (学校教育課)	全小中学校に学習支援員を配置し、生徒指導上の問題に対応するとともにチームティーチングで学習支援を実施します。	学習支援員 配置人数	19 人	19 人
中学生議会 <再掲：P56> (秘書広報課) (学校教育課) (議会事務局)	市内3中学校の生徒が定例市議会に準じた形式のこども議会を実施し、市政への理解を促すことで、主権者教育の充実を図ります。	開催回数	年1回	年1回

(2) いじめ・不登校への取組

いじめや不登校をはじめとする学校生活を送る上での問題に対応する体制を整備します。

また、不登校等への対応については、教育相談及び適応指導教室、家庭児童相談室を運営するなど充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
教育相談事業 <再掲：P34、45> (学校教育課)	羽生市スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回訪問し、適応指導教室や関係機関との連携を図ります。	学校巡回 訪問日数 (年間)	70 日	70 日
適応指導教室 (教育支援センター) <再掲：P45> (学校教育課)	不登校の小中学生を対象に、市民プラザにおいて、個別学習や体験活動、また相談等を実施します。	配置人数	4 人	4 人
家庭児童相談室 <再掲：P33、45> (こども家庭課)	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため、専門的な相談と指導を行います。	年間相談 延べ件数	51 件	90 件

(3) 特別支援教育の充実

心身の障がいや、学習障がいなどにより特別な支援を必要とするこどもについては、一人ひとりの特性に応じて就学環境を考慮し、適正な教育が受けられるようにします。

また、障がい等にかかわらず、全てのこどもたちがお互いに思いやりながら共に学べるよう、環境整備を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
就学支援の充実 (学校教育課)	通級指導教室の充実を図るとともに、心理士による学校訪問等を実施し、就学支援の充実を図ります。	巡回回数	40 回	40 回
特別支援教育支援員事業 (学校教育課)	市内小中学校の特別支援学級等に特別支援教育支援員を配置し、教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し支援を行います。	配置人数	29 人	29 人

2-2 こどもの居場所づくり・放課後児童の健全育成の推進

(1) こどもの居場所づくり・放課後児童対策の充実

公民館などの地域にある既存の施設が、こどもたちにとって安全で安心して過ごせる居場所となるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

共働き家庭の増加により放課後児童クラブ（学童保育室）の需要が増えています。羽生市放課後児童クラブガイドラインに基づき、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こどもの居場所づくり ＜再掲：P58＞ (こども家庭課)	地域にある公民館等が、こどもたちが一緒に勉強したり、お話したり、多世代が集い交流できるこどもの居場所として活用できるよう検討します。	こどもの居場所となる施設数	未実施	9 館
学習支援事業 ＜再掲：P52＞ (社会福祉課)	生活に困っている世帯の小学生から高校生までの学習支援をはじめ日常的な生活習慣、居場所づくりに取り組みます。	参加者数	35 人	40 人
こども食堂の支援 ＜再掲：P53＞ (児童保育課)	地域のNPO法人やボランティア団体等が、ひとり親家庭や共働き家庭などの食事の時間や食の楽しさを通じ、地域の交流を支援します。	普及啓発活動	2 回	3 回
放課後児童クラブ (学童保育室) (児童保育課)	小学校の児童において、放課後や長期休暇時に保育を必要とする児童の保護、健全な育成を行います。 【具体目標と確保策：第5章（P76）】	待機児童 (5/1 時点)	12 人	0 人
放課後子ども教室 (生涯学習課)	小学校の余裕教室等を利用し、安全安心なこどもたちの居場所を提供して、交流活動等の機会を提供します。	実施小学校 年間開催回数	6 校 90 回	6 校 120 回

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
放課後等デイサービス ＜再掲：P49＞ （社会福祉課）	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。	実利用者数	87 人	95 人

2-3 地域における多様な体験的活動の促進

（1）各種交流・体験活動の充実

少子化の進行できょうだいや近隣のこどもが減少し、こどもどうしで遊ぶ機会が少なくなる中、多様な体験活動、全市規模でのイベントの開催等を通して、異年齢や他地区のこどもどうしが交流できる場の充実に図ります。

また、交流事業の開催には、地域の社会人の協力も不可欠であり、こどもたちと地域の大人との交流機会の創出を目指します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
子ども会育成会の支援 （生涯学習課）	こどもの健全育成に寄与する子ども会育成会を支援します。 また、「彩の国 21 世紀郷土かるた羽生市大会」を開催し、こどもどうしの交流を図ります。	子ども会数	2 団体	2 団体
青少年相談員協議会 主催事業の支援 （生涯学習課）	地域の大人と交流することで、青少年の健全育成を図ります。 （わんぱくくらぶの活動）	参加児童数	24 人	30 人
高校生インストラクター 講座 （生涯学習課）	高校生が講師となって、自らが学んだ知識や経験を地域に還元し、市民等と交流する場を設けます。 （市内各高等学校での開催）	実施回数	4 回	5 回
スポーツ少年団の活動 支援 （スポーツ振興課）	スポーツ少年団への加入促進を図り、各種スポーツ大会・教室を開催し、青少年が交流できる場を提供します。	小学生の スポーツ少年団 加入率	12.7%	13.9%
地域交流かけはし事業 （社会福祉協議会）	障がいのあるこどもたちと地域のボランティアとの交流事業を行います。	実施回数 参加者数	2 回 119 人	2 回 120 人
【新規】 子ども大学はにゅう （生涯学習課）	市内の大学や企業等を会場に、こどもの知的好奇心を刺激し、またこどもたちがふるさとを知り愛着を持てるような学びの機会を提供します。	参加者数	25 人	40 人

2-4 思春期の心と体の健康づくり

(1) 思春期のこどものための相談の充実

思春期は、社会性の発達とともに、心身も著しい成長を示す一方、様々な悩みにより心が不安定になることもある時期であるため、心身の健康等についての情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
教育相談事業 ＜再掲：P34、42＞ （学校教育課）	羽生市スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回訪問し、適応指導教室や関係機関との連携を図ります。	学校巡回訪問日数（年間）	70 日	70 日
適応指導教室 （教育支援センター） ＜再掲：P42＞ （学校教育課）	不登校の小中学生を対象に、市民プラザにおいて、個別学習や体験活動、また相談等を実施します。	配置人数	4 人	4 人
家庭児童相談室 ＜再掲：P33、42＞ （こども家庭課）	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため、専門的な相談と指導を行います。	年間相談延べ件数	51 件	90 件
【新規】 こころの健康相談 ＜再掲：P34、37、47＞ （健康づくり推進課）	こども・若者及び子育て家庭等の心の健康に関して、精神科医師及び臨床心理士が相談に応じます。	年間相談延べ件数	43 件	50 件

基本目標3 若者の自立と社会参加を支援する 【青年期】



3-1 若者の居場所づくりと社会参加の促進

(1) 若者の居場所づくりと社会参加の促進

若者の地域の中での居場所づくりを推進するとともに、若者の地域社会での主体的な活動を支援し、社会参加の促進を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
青少年相談員協議会の活動推進 ＜再掲：P59＞ （生涯学習課）	地域社会の青少年の相談相手として活動する、青少年相談員の活動を支援します。	相談員数	20 人	23 人
【新規】 二十歳の集い （生涯学習課）	人生の節目である二十歳の門出を祝い励ますとともに、将来の幸福を祈念し、思い出に残る式にするため「二十歳の集い」を開催します。また、二十歳の集い対象者で組織する実行委員会により、自主的な企画運営を行い、社会参加を促進します。	該当者の参加率	64.74%	70.00%
【新規】 MD Library 活用事業 （商工課）	若者と地域をつなぐ交流拠点として、MD (MALL DESIGN) Library を活用し、若者にとって魅力的な居場所を提供します。 また、MALL DESIGN 実行委員会と連携してイベントを開催し、若者の社会参加の場を提供します。	イベント開催回数	年 1 回	年 1 回
【新規】 若者イベント参画事業 （観光プロモーション課）	世界キャラクターさみっと in 羽生等の地域イベントにおいて、企画運営を行う実行委員会等への参加機会を提供し、社会参加の促進を図ります。	イベント実行委員及びボランティアの総数	92 人	110 人
就労支援の情報提供 ＜再掲：P57＞ （商工課）	羽生市ふるさとハローワークで求人情報を提供します。	利用者数及び就職者数	4,794 人 228 人	5,167 人 246 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こころの健康相談 <再掲：P 34、37、45> (健康づくり推進課)	こども・若者及び子育て家庭等の心の健康に関して、精神科医師及び臨床心理士が相談に応じます。	年間相談 延べ件数	43 件	50 件

3-2 結婚を希望する若者への支援

(1) 結婚を希望する若者への支援

出会いの機会を提供し、結婚を希望する若者への情報提供や相談支援の充実を図ります。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 結婚相談事業 (社会福祉課) (社会福祉協議会)	結婚相談員による定期的な相談の実施や会員登録した方へ紹介を行うなど結婚を応援する体制を充実します。	相談会 開催回数 結婚成立数	24 回 年 1 組	24 回 年 3 組
【新規】 カップリングパーティー (社会福祉協議会)	結婚を希望する方が参加しやすいパーティーを開催し、出会いの場を提供します。	開催回数 カップル 成立数	3 回 年 9 組	3 回 年 12 組
【新規】 SAITAMA 出会いサポート センターへの参加 (社会福祉課) (社会福祉協議会)	埼玉県の公的な結婚支援センターである「SAITAMA 出会いサポートセンター」へ市が加入することで会員登録する利用者（市民）の入会金を軽減する支援を行います。 また、登録会を開催するなど、利用促進を図ります。	登録者数 延べ人数	100 人	130 人

基本目標 4 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援を充実する



4-1 障がいのあるこどもに対する支援体制の充実

(1) 療育相談・指導の充実

発育や発達の遅れなどに心配のあるこどもやその家庭に対し、発達の相談や療育支援等を行います。また、一人ひとりの発達状況や障がい特性等に応じた支援ができるように、関係機関と連携を図り、発達支援体制の充実に努めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
発達相談 (こども家庭課)	発達に遅れのある乳幼児期のこどもとその保護者に対し、専門職と保健師による個別相談（生活面でのアドバイス等）を実施します。	実施回数 参加者数	年 17 回 69 人	年 18 回 70 人
言語相談 (こども家庭課)	言葉の発達の遅れや摂食、構音等で相談が必要な乳幼児期のこどもとその保護者に対し、言語聴覚士による個別指導を実施します。	実施回数 延べ人数	年 24 回 347 人	年 24 回 384 人
理学相談 (こども家庭課)	運動発達に遅れのある乳幼児期のこどもとその保護者に対し、運動機能促進のため理学療法士による個別相談を実施します。	実施回数 延べ人数	年 12 回 81 人	年 12 回 80 人
巡回相談 (こども家庭課)	発達に遅れのある乳幼児期のこどもに対し幼稚園・保育園・認定こども園に専門職と保健師が出向き、園生活に対する相談指導を実施します。	実施回数 延べ人数	年 17 回 148 人	年 20 回 150 人
親子教室 (こども家庭課)	発達に遅れのある幼児期のこどもに対し遊びを通して運動能力や言語能力、社会性を高めるよう支援します。 また、育児不安を持つ保護者に対し育児アドバイスを行います。	実施回数 参加者数 延べ人数	年 23 回 252 人	年 24 回 250 人
5歳児発達支援事業 (こども家庭課)	発達支援が必要な5歳児のこども・親について、その障がいへの理解とこどもの社会的適用に向けて支援を行います。	相談者数 延べ人数	376 人	302 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
障がい児相談支援 (社会福祉課)	障がい児通所支援を利用する障がい児が適切なサービスを受けられるよう相談支援を行います。	実利用者数	117 人	150 人
医療的ケア児等 コーディネーターの配置 (社会福祉課)	医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係機関との連携や各種サービスの調整を行うコーディネーターを配置し、医療的ケア児等が身近な地域で安心して暮らせるよう支援をします。	配置人数	2 人	4 人

（２）障がいのあるこどもに対する福祉事業の充実

障がいのあるこどもの福祉向上と、その子を養育する子育て家庭の介護負担軽減を目的として、福祉事業の提供とこどもの発育・発達を促す機能訓練や相談等の支援を充実します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
特別児童扶養手当 ＜再掲：P40＞ (こども家庭課)	精神又は身体に一定の障がいのある 20 歳未満のこどもを育てている家庭等に、特別児童扶養手当を支給します。	受給者数	95 人	100 人
児童発達支援 (社会福祉課)	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある未就学児を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	実利用者数	49 人	50 人
放課後等デイサービス ＜再掲：P44＞ (社会福祉課)	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを行います。	実利用者数	87 人	95 人
保育所等訪問支援 (社会福祉課)	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児を対象に、当該施設を訪問し本人や施設スタッフに対して、障がい児以外のこどもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	実利用者数	7 人	7 人
居宅訪問型児童発達支援 (社会福祉課)	重度の障がいがあり、外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	実利用者数	0 人	1 人

4-2 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待から子どもを守る体制整備

虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、「こども家庭センター事業」の推進による妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実や関係機関の連携強化等、児童相談体制の充実に努めます。また、里親等の社会的養護体制の普及・啓発に努めます。

事業名(担当課)	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
要保護児童対策地域協議会の運営 ＜再掲：P53＞ (こども家庭課)	児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関による組織体を構成し、代表者会議、実務者会議、二次リスク・通告検討会議、個別ケース検討会議を行い、情報共有を図るとともに、支援内容の協議を行い適切な対応を行います。 【具体目標と確保策：第5章（P72）】	会議開催回数	23回	29回
【新規】 こども家庭センター事業 (児童虐待等相談事業) ＜再掲：P53＞ (こども家庭課)	全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し一体的な相談支援を実施し、必要なサービスの提供、調整等を行います。また、関係機関と連携を図り、早期発見のための体制を構築し、サポートプランの作成、児童相談所、警察等と連携をとりながら児童虐待への適切な対応を行います。	相談件数	316件 (子ども家庭総合支援拠点)	300件
児童虐待防止のための普及・啓発 (こども家庭課)	児童虐待の早期発見・未然防止のため、通報などの正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行います。	普及啓発活動	1回	1回
里親制度の普及・啓発 (こども家庭課)	様々な事情により自分の家庭で生活できないこどもを、温かい家庭に迎え入れる里親制度の普及啓発を行います。	普及啓発活動	1回	1回
民生委員・児童委員／主任児童委員 ＜再掲：P54＞ (社会福祉課) (社会福祉協議会)	ひとり親家庭のこどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行います。	委嘱人数 (主任児童委員)	108人 (10人)	109人 (10人)
乳幼児家庭訪問事業 赤ちゃん訪問事業 未熟児養育支援訪問 養育支援訪問事業 ＜再掲：P36＞ (こども家庭課)	家庭訪問を行い、発育発達の確認や養育に関する助言等を行い、育児不安の解消等を行うことで健やかな子育てができるよう支援します。 【具体目標と確保策：第5章（P71、72）】	赤ちゃん訪問事業訪問件数	283件	252件
		未熟児養育支援訪問件数	9人	10人
		養育支援訪問事業訪問者数	35人	50人 5人(要保護)

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 子育て世帯訪問支援事業 ＜再掲：P53＞ （こども家庭課）	要保護児童やヤングケアラーとなっている児童の家庭を訪問し、家事・育児支援により家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	訪問件数	未実施	190 人日
【新規】 児童育成支援拠点事業 （こども家庭課）	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習の支援、食事の提供等を行う、安全・安心な居場所の提供を検討します。	提供体制	未実施	1 か所

4－3 こどもの貧困に対する支援の推進

（１）経済的・就労支援の推進

子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、就園・就学や医療費に関する費用などの経済的支援を実施します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
実費徴収に係る補足給付補助金 （児童保育課）	幼稚園が徴収する副食費のうち、低所得者及び第3子以降の子を持つ世帯についての徴収を免除し、公費による補助を実施します。 【具体目標と確保策：第5章（P78）】	対象者数	38 人	35 人
ひとり親家庭等医療費助成 ＜再掲：P40、54＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、こどもとその親等に対する医療費の一部を支給します。	受給者数	741 人	700 人
児童扶養手当 ＜再掲：P40、54＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。	受給資格世帯数	387 世帯	350 世帯
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ＜再掲：P54＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭の自立促進のため、資格取得のための訓練給付金を支給します。	支給者数	0 人	2 人
ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 ＜再掲：P54＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭の自立促進のため、資格取得のための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	支給者数	1 人	5 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 養育費公正証書等作成 補助事業 ＜再掲：P54＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭のこどものための養育費の取り決めに関し、公正証書等作成に係る本人負担費用を補助します。	支給者数	0人	5人
生活福祉資金の活用 ＜再掲：P54＞ （社会福祉協議会）	要援護者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、資金の貸付（県社協制度）を行います。	貸付件数	本則9件 特例59件	本則8件 特例40件
就労支援 （社会福祉課）	生活に困っている方に、ハローワークと連携して就労自立に向けた支援を行います。	利用者数	51人	70人

（２）学習・生活支援の充実

経済的な理由により、学習や生活に困難が生じている家庭に対して学習支援や生活支援を実施し、こどもたちが健全に成長していけるよう支援を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
学習支援事業 ＜再掲：P43＞ （社会福祉課）	生活に困っている世帯の小学生から高校生までの学習支援をはじめ日常生活習慣、居場所づくりに取り組みます。	参加者数	35人	40人
就学援助費給付事業 ＜再掲：P40＞ （教育総務課）	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費などの就学に必要な費用の一部を支援します。	要保護・ 準要保護 児童生徒数	509人	450人
学力アップ羽生塾 （学校教育課）	小学校3年生～6年生の児童への学習を無料で支援します。 （土曜日、夏季休業日及び冬季休業日に公民館にて実施）	参加者数	94人	90人
生活保護 （社会福祉課）	貧困の連鎖を断ち切るため、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立に向けた支援を行います。	世帯数	454世帯	500世帯
生活相談事業 （社会福祉課）	生活に困窮する市民に対しケースワーカーによる相談を実施し、困窮度に応じた必要な支援を行います。	相談件数	198件	220件
生活困窮者自立支援制度 （社会福祉課）	生活に困りごとや不安を抱えている方に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 （自立相談支援、住居確保給付金）	相談件数	104件	120件
あんしんセーフティ ネット事業 （社会福祉協議会）	埼玉県社会福祉法人が社会貢献の一環として生活に困っている方に対して、食と生活の経済的支援を行います。	対象件数	7件	10件

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
フードバンク事業 (社会福祉協議会)	過剰となった食品を企業や市民の方から無償で引き取り、必要とする個人や施設、団体に無償で提供します。	対象 延べ件数	419 件	200 件
衣類バンク事業 (社会福祉協議会)	埼玉県内の社会福祉法人が社会貢献の一環として、こどもの衣類を必要としている世帯へ届けます。	依頼件数	3 件	3 件
こども食堂の支援 ＜再掲：P43＞ (児童保育課)	地域のNPO法人やボランティア団体等が、ひとり親家庭や共働き家庭などの食事の時間や食の楽しさを通じ、地域の交流を支援します。	普及啓発 活動	2 回	3 回

4-4 ヤングケアラーへの支援の推進

(1) ヤングケアラーへの支援の推進

「こども家庭センター」にヤングケアラー相談窓口を設置し、関係機関と連携しヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、ヤングケアラーとなっている児童の負担軽減のため、その家庭に家事等を行うヘルパーの派遣等の支援体制の整備に努めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
要保護児童対策地域協議会の運営 ＜再掲：P50＞ (こども家庭課)	児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関による組織体を構成し、代表者会議、実務者会議、二次リスク・通告検討会議、個別ケース検討会議を行い、情報共有を図るとともに、支援内容の協議を行い適切な対応を行います。 【具体目標と確保策：第5章（P72）】	会議 開催回数	23 回	29 回
【新規】 こども家庭センター事業 (児童虐待等相談事業) ＜再掲：P50＞ (こども家庭課)	全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し一体的な相談支援を実施し、必要なサービスの提供、調整等を行います。また、関係機関と連携を図り、早期発見のための体制を構築し、サポートプランの作成、児童相談所、警察等と連携をとりながら児童虐待への適切な対応を行います。	相談件数	316 件 (子ども家庭総合支援拠点)	300 件
【新規】 子育て世帯訪問支援事業 ＜再掲：P51＞ (こども家庭課)	要保護児童やヤングケアラーとなっている児童の家庭を訪問し、家事・育児支援により家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	訪問件数	未実施	190 人日

4-5 ひとり親家庭の支援体制の充実

(1) ひとり親家庭の支援体制の充実

ひとり親家庭の生活の安定とこどもの健やかな成長のために、こどもが家庭環境に左右されることなく安心して生活と子育てができる支援体制を整備します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
ひとり親家庭等医療費助成 ＜再掲：P40、51＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、こどもとその親等に対する医療費の一部を支給します。	受給者数	741 人	700 人
児童扶養手当 ＜再掲：P40、51＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給します。	受給資格世帯数	387 世帯	350 世帯
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ＜再掲：P51＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭の自立促進のため、資格取得のための訓練給付金を支給します。	支給者数	0 人	2 人
ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業 ＜再掲：P51＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭の自立促進のため、資格取得のための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	支給者数	1 人	5 人
【新規】 養育費公正証書等作成補助事業 ＜再掲：P52＞ （こども家庭課）	ひとり親家庭のこどものための養育費の取り決めに関し、公正証書等作成に係る本人負担費用を補助します。	支給者数	0 人	5 人
生活福祉資金の活用 ＜再掲：P52＞ （社会福祉協議会）	要援護者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、資金の貸付（県社協制度）を行います。	貸付件数	本則 9 件 特例 59 件	本則 8 件 特例 40 件
市営住宅への優先入居 （まちづくり政策課）	ひとり親家庭の生活安定等を目的として、市営住宅への優先的な入居に配慮します。	入居世帯数	21 世帯	25 世帯
民生委員・児童委員／主任児童委員 ＜再掲：P50＞ （社会福祉課） （社会福祉協議会）	ひとり親家庭のこどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行います。	委嘱人数 （主任児童委員）	108 人 （10 人）	109 人 （10 人）

4－6 外国籍のこどもや家庭への支援の推進

(1) 各種支援の推進

日本語によるコミュニケーションが困難な家庭に対し、行政サービス利用等の通訳や外国籍のこどもや家庭への支援体制の充実を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
日本語教室 (秘書広報課)	日本語教室を開催する、羽生国際交流市民の会を支援します。	開催回数	年 22 回	年 24 回
日本語指導 (学校教育課)	日本語によるコミュニケーションが困難な児童生徒に対し、学校において日本語指導を行います。	配置人数	3 人	4 人
窓口業務での支援 (市民生活課) (国保年金課) (こども家庭課) (児童保育課) (学校教育課)	翻訳機などを活用して、各課で連携しながら窓口において支援を行います。	翻訳機設置数 翻訳アプリ タブレット	7 個 未実施	7 個 3 台

基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する



5－1 こども・若者の意見表明のための環境整備

(1) こども・若者の意見表明のための環境整備

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と規定されました。そのため、こどもが意見表明できる取組を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こども・若者等の意見 表明機会の提供 （秘書広報課） （こども家庭課）	市の施策や計画の立案に関し、こども・若者等に意見を求め、その意見を表明できる機会を提供します。	実施回数	年1回	年2回
中学生議会 <再掲：P42> （秘書広報課） （学校教育課） （議会事務局）	市内3中学校の生徒が定例市議会に準じた形式のこども議会を実施し、市政への理解を促すことで、主権者教育の充実を図ります。	開催回数	年1回	年1回

5－2 仕事と子育ての両立のための環境整備

(1) 仕事と生活の調和の実現

男女共同参画推進の観点からも固定的な性別役割分担意識等を解消し、男女が協力して子育てできるよう、国・県・企業と連携のもと育児休業制度等の普及啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携し、関係法制度の周知啓発を行いながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
職業支援等講座の実施 (商工課)	再就職を支援する講座を実施します。 (女性向け創業セミナーの実施)	講座 参加者数	15 人	16 人
均等な雇用環境の整備 (人権推進課) (商工課)	男女雇用機会均等法・育児休業制度等の普及啓発活動を推進します。	講座 参加者数	251 人	300 人
	羽生市ふるさとハローワークで求人情報を提供します。 (内職相談の実施) <再掲：P46>	利用者数及び就職者数 内職相談件数	4,794 人 228 人 42 件	5,167 人 246 人 42 件
ワークライフバランスの推進 <再掲：P58> (人権推進課)	共働きで、その就業形態も様々な子育て家庭が、安心して子育てできる環境を整備するために、普及啓発活動を実施します。	講座 参加者数	90 人	150 人
男女共同参画意識の啓発 (人権推進課)	情報や学習機会の提供を充実させ、男女共同参画意識の啓発促進を行います。	講座 参加者数	155 人	200 人

5-3 家庭における子育て支援の充実

(1) 子育て・家庭教育に関する学習機会の充実

身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報提供など、家庭の教育力向上のために関連事業の充実に努めます。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
ママパピラス (こども家庭課)	妊婦及び配偶者を対象に、出産・育児に必要な知識の提供と、仲間づくりを支援します。 また、父親の育児参加の意識向上を図ります。 (1コース2日間)	実施回数 参加者数 延べ人数	年4回 101 人	年4回 100 人
P T A活動の支援 (生涯学習課)	羽生市P T A連合会における、役員等研修会や家庭教育研修会などの活動を支援します。	研修動画 視聴回数	370 回	400 回
家庭教育支援 (生涯学習課)	小学校における就学時健診の際に「親の学習講座」を開設します。	開催学校数 参加者数	11 校 366 人	11 校 360 人
子育て支援講座 (児童保育課)	子育てに悩みを持つ保護者を対象に、子育てを支援する講座を実施します。	講座回数	2 回	12 回

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
こども向け集会行事の実施 (図書館)	本とこどもたちを結びつけるための働きかけを行います。 (おはなし会・映画会・季節のイベント・かがくあそび講座・1日図書館員)	こどもを対象とした集会行事参加者数	814 人	900 人
ブックスタート等事業 (図書館)	こどもとその保護者に読書の大事さを伝えながら絵本などを渡します。	10 か月児及び3歳児健診時点の配布率	100%	100%
ワークショップの開催 (郷土資料館)	こどもやその保護者を対象に羽生市の歴史や文化に関連した体験型講座を開催します。	講座参加者数	0 人	20 人
ワークライフバランスの推進 <再掲：P57> (人権推進課)	共働きで、その就業形態も様々な子育て家庭が、安心して子育てできる環境を整備するために、普及啓発活動を実施します。	参加者数	90 人	150 人

5-4 地域の子育て支援体制の充実

(1) 地域子育て支援の推進

親を孤立させないために、親子の仲間づくりの支援、相談体制の充実を図り、子育ての負担を軽減し、楽しく子育てに取り組めるような支援策を推進します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
【新規】 こどもの居場所づくり <再掲：P43> (こども家庭課)	地域にある公民館等が、こどもたちが一緒に勉強したり、お話したり、多世代が集い交流できるこどもの居場所として活用できるよう検討します。	こどもの居場所となる施設数	未実施	9 館
ファミリー・サポート・センター事業 (こども家庭課) (社会福祉協議会)	子育ての援助をしたい方と、援助を受けたい方を会員として、相互援助活動によって、子育て家庭を支援します。 【具体目標と確保策：第5章（P73）】	会員数 及び 利用件数	203 人 331 件	225 人 360 件
子育てヘルパー事業 (こども家庭課) (社会福祉協議会)	家族等の援助が受けられず日常生活に支障のある妊産婦の家庭に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣し、妊産婦のいる家庭の子育てを支援します。	利用者数 及び 利用時間	2 人 13 時間	5 人 35 時間
地域子育て支援拠点事業 (こどもひろば運営事業) <再掲：P34> (児童保育課)	乳幼児期の親子の交流、子育て相談、情報提供等を実施しこどもの健やかな育ちを促進します。 【具体目標と確保策：第5章（P70）】	利用者数	8,173 人	10,000 人

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター運営支援事業） ＜再掲：P34＞ （児童保育課）	民間保育園等4か所に設置しています。 子育て相談とともに乳幼児期の親子が相互に交流できる場所や機会を提供します。 【具体目標と確保策：第5章（P70）】	利用者数	14,737人	20,000人

（２）地域による子育て家庭の支援

地域全体で、こどもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、多様なこども・子育て支援活動等を行う団体等の活動を支援します。

事業名（担当課）	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
母子愛育会活動の推進 ＜再掲：P36＞ （こども家庭課）	母と子の健康を支援する地域のボランティア組織として子育て家庭を支援します。 （三世代交流・赤ちゃん訪問・健康講座）	交流事業回数 赤ちゃん訪問件数	23回 241件	25回 250人
青少年相談員協議会の活動推進 ＜再掲：P46＞ （生涯学習課）	地域社会の青少年の相談相手として活動する、青少年相談員の活動を支援します。	相談員数	20人	23人
ふれあい短期里親運動 （社会福祉協議会）	児童養護施設で生活するこどもたちが、里親家庭のもとで過ごす活動（里親交流会（年2回）の開催）の振興を図ります。	参加者数 （里子人数）	9人	16人
はにゅうささえ愛隊 （社会福祉協議会）	地域ボランティアが住民の小さな困りごとの支援を行います。	利用会員	538人	550人
		協力会員	48人	100人
		利用件数 及び 利用時間	782件 951.5時間	800件 1,100時間
食生活改善推進員の活動の推進 （健康づくり推進課）	こどもの食育について推進し、正しい食生活の習得を支援します。 （料理教室、ヘルスメイト養成講座の開催）	親子料理教室参加者数	12人	15人
【新規】 ゲートキーパーの育成 （健康づくり推進課）	悩みを抱えているこども・若者及び子育て家庭等のSOSに気づき、必要な支援等につなげるゲートキーパーの育成を図ります。	ゲートキーパー研修受講者数	129人	150人

5-5 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 地域における安全なまちづくりの推進

幼児・児童への交通マナーに対する意識の醸成と、交通事故から身を守る知識についての教育普及を図ります。

また、犯罪を未然に防ぐために、防犯灯の増設など都市整備面における環境を整備し、行政、警察、地域社会等の密接な連携のもと、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

事業名(担当課)	事業内容	指標項目	現状値(R5)	見込値(R11)
保育連絡協議会 ＜再掲：P38＞ (児童保育課)	保育関係者の連絡機関として保育の向上に努めるとともに、研修等を合同で実施します。 (講習会・交流研修会・防災訓練・防犯交通安全教室)	研修回数	4回	4回
交通安全対策事業 (地域振興課)	児童の通学時の安全を確保するための交通安全活動を推進します。	交通指導員の立哨活動日数	204日	204日
【新規】 交通安全教室 (地域振興課) (児童保育課) (学校教育課)	園児・児童の交通事故を防ぐため、警察・交通団体と協力して交通啓発を行います。	交通安全教室の実施日数	14日	12日
防犯のまちづくり事業 (地域振興課)	市民を犯罪から守るため防犯活動を推進します。	防犯のまちづくり推進協議会の開催並びに防犯街頭活動の実施	各季4回	各季協議会1回 キャンペーン3回
【新規】 藍のまち防犯パトロール (地域振興課)	犯罪を未然に防止し、防犯意識を高めることを目的とし、危険な場所の点検や地域住民への声掛けを行います。	防犯パトロール活動の実施日数	208日	243日
【新規】 防犯灯の整備 (地域振興課)	夜間における歩行者等の安全を確保し、犯罪の被害を防止するため、防犯灯の整備を行います。	防犯灯設置数	5,790基	6,844基
【新規】 犯罪被害者支援 (地域振興課)	犯罪に遭った方やその家庭などからの相談に応じ、必要な支援、情報等を提供する総合相談窓口について周知します。	周知活動の実施	未実施	1回
【新規】 防犯・防災情報の配信 (地域振興課)	防犯・防災情報等を防災行政無線、メール配信サービス、防災アプリ、ホームページなどで配信を行います。	防犯・防災情報配信数	70件	100件
道路環境の整備 (建設課)	安全な歩道の整備や交通安全施設等の整備を行います。 また、通学路及び保育所周辺の安全点検を実施し、危険箇所へ安全対策を講じます。	歩道等設置道路延長(m)	53,673m	54,051m

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用費が支給されます。

■制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付				
子どものための教育・保育給付				
施設型給付				
幼稚園				
保育所（園）				
認定こども園		幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園	
地域型保育給付				
小規模保育		家庭的保育	居宅訪問型保育	事業所内保育
子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設、預かり保育等の利用、未移行の幼稚園）				
子どものための現金給付（児童手当）				
地域子ども・子育て支援事業				
①利用者支援事業				
②地域子育て支援拠点事業				
③妊婦健康診査				
④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）				
⑤養育支援訪問事業				
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）				
⑦子育て短期支援事業				
⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）				
⑨一時預かり事業				
⑩延長保育事業				
⑪病児保育事業（病児・病後児保育事業）				
⑫放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）				
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業				
⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※量の見込み及び確保策等は設定しない。				
⑮子育て世帯訪問支援事業				
⑯児童育成支援拠点事業 ※量の見込み及び確保策等は設定しない。				
⑰妊娠等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）				
⑱産後ケア事業				
⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※量の見込み及び確保策等は設定しない。				

※上記事業には、制度設計や予算確保など課題もあることから、計画期間（令和7年度～11年度）において取組を開始するもしくは検討を開始するものも含まれます。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

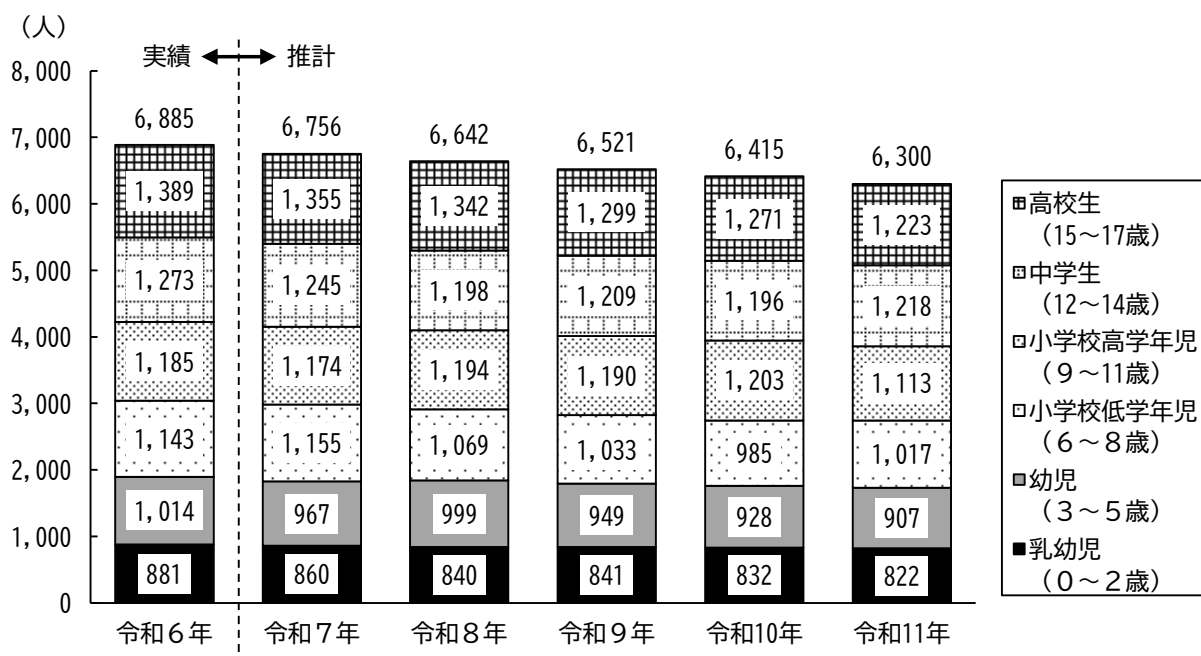
子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の記載が必要です。

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育事業の向上につながるとはいえないことから、羽生市全域とすることにします。

3 児童人口の見込み

今後5年間の18歳未満の推計人口（※）は減少傾向が続き、計画の最終年度である令和11年には6,300人になると見込んでいます。

■給付・事業の対象となる児童人口の推計（基準日：4月1日）



	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	257	264	261	257	255	252
1歳	303	280	287	284	280	278
2歳	321	316	292	300	297	292
3歳	344	324	319	295	303	299
4歳	291	347	327	322	298	306
5歳	379	296	353	332	327	302
6歳	386	377	295	351	331	326
7歳	383	388	379	296	353	332
8歳	374	390	395	386	301	359
9歳	405	381	397	402	393	307
10歳	380	410	385	401	406	397
11歳	400	383	412	387	404	409
計	4,223	4,156	4,102	4,013	3,948	3,859

※本計画では、令和2年から令和6年の住民基本台帳人口データを用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、人口推計を行いました。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

4－1 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

区分	対象者	利用施設・事業
1号認定	こどもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園
	こどもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】	認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所（園） 認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所（園） 認定こども園 地域型保育

4－2 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子高齢化対策の観点などから実施するもので、令和元年10月から実施しています。

区分	内容
幼稚園 保育所（園） 認定こども園 等	幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料が無料になります。
	0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。
	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。
幼稚園の預かり保育	新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料となります。

4－3 計画期間の量の見込みと確保策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

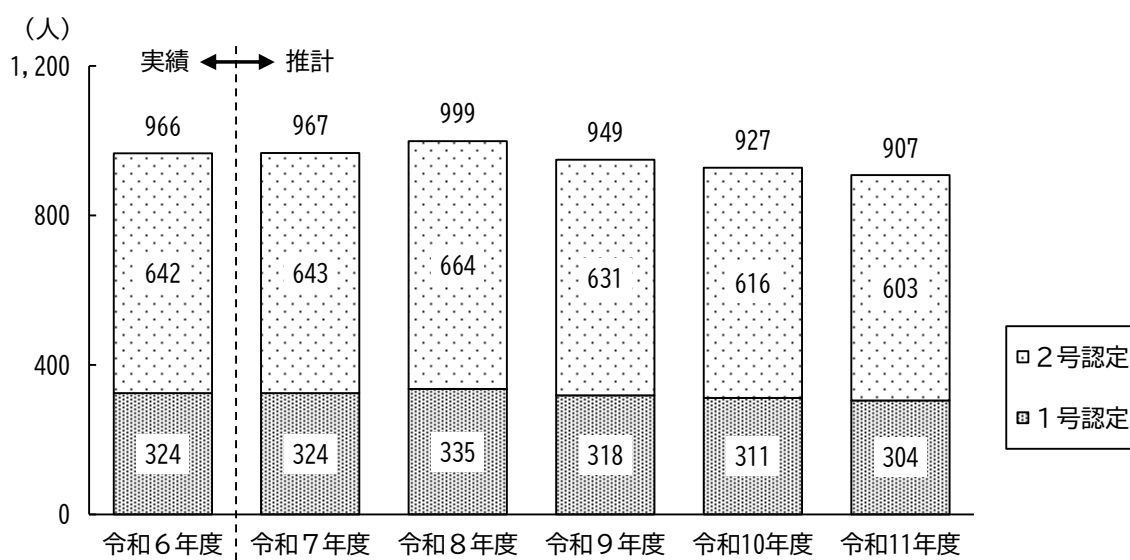
(1) 認定区分別の量の見込み

① 1号認定・2号認定

・ 3～5歳の全ての児童が1号認定又は2号認定を受けると想定しました。

・ 令和6年度の1号認定と2号認定の割合をもとに見込みました。

⇒ 1号認定は330～300人程度、2号認定は660～600人程度で推移すると想定



② 3号認定

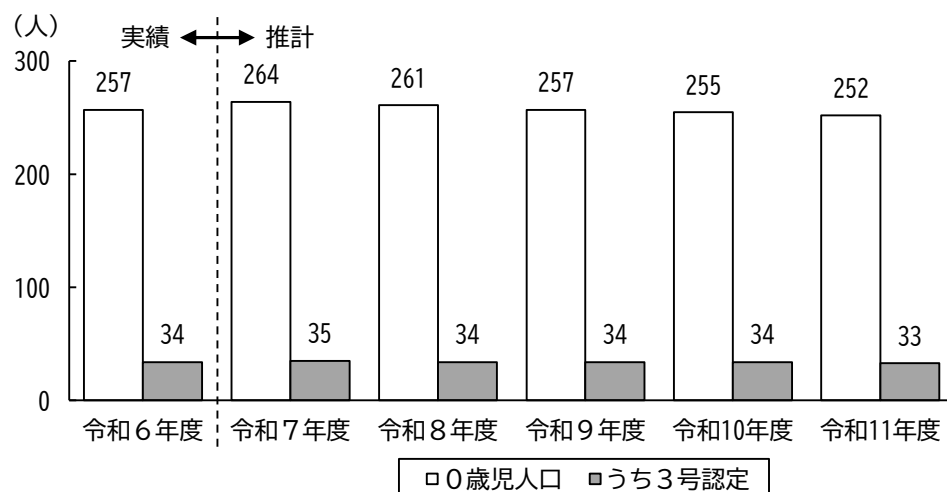
・ 令和6年度の実績をもとに、0歳児の13%程度、1歳児の51%程度、2歳児の62%程度が認定を受けると想定しました。

・ 3号認定のうち0歳児は30人台半ばで推移すると見込みます。

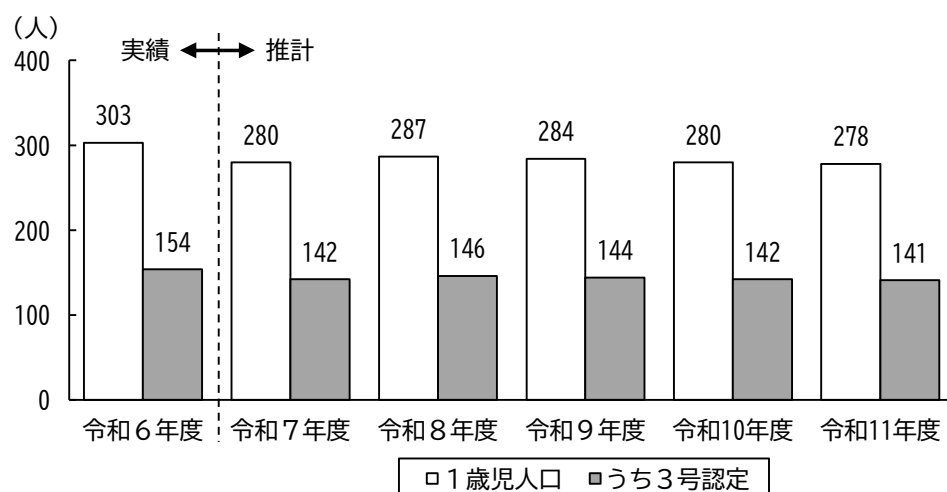
・ 3号認定のうち1歳児は140人台で推移すると見込みます。

・ 3号認定のうち2歳児は概ね190人前後で推移すると見込みます。

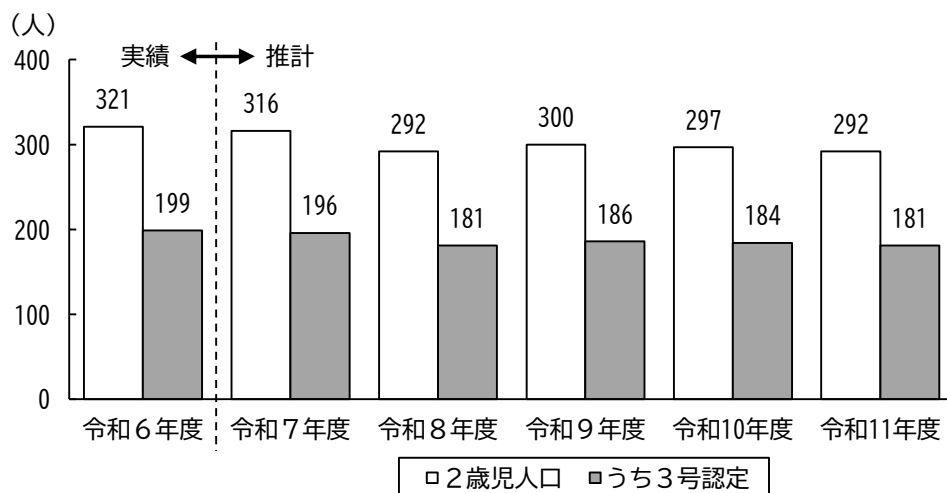
■ 3号認定数の推計（0歳児）



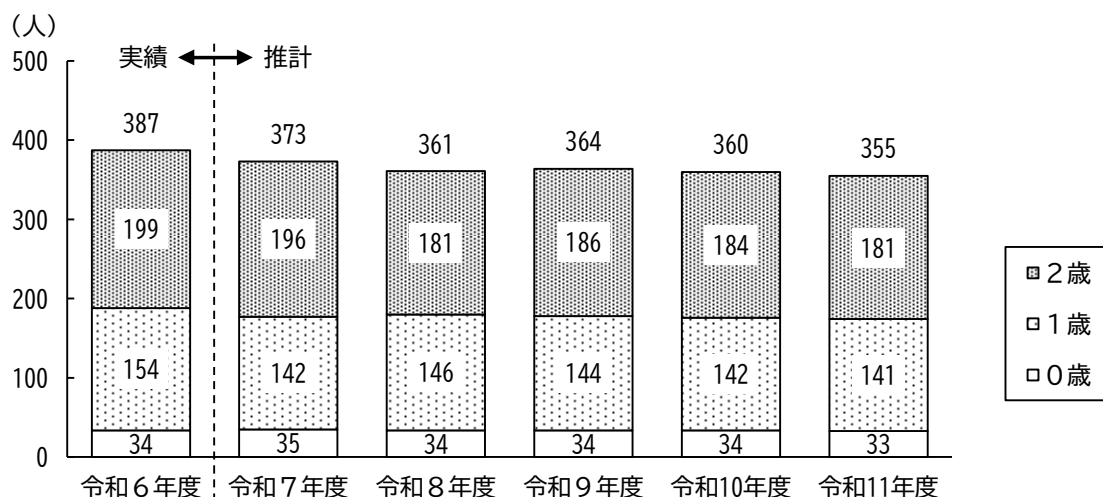
■ 3号認定数の推計（1歳児）



■ 3号認定数の推計（2歳児）



■ 3号認定数の推計（全体）



（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保策）」を設定します。

【確保の内容】

- ・ 1号認定は 330～300 人程度で推移すると想定されます。
- ・ 2号認定は 660～600 人程度で推移すると想定されます。
- ・ 3号認定は 1号認定及び 2号認定ほど減少が見込まれませんが、必要量に対して確保できる見込みです。

■ 3歳以上（1号認定・2号認定）

区 分			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定(満3歳児～5歳児)			324人	335人	318人	311人	304人
2号認定(3歳児～5歳児)			643人	664人	631人	616人	603人
確保策	1号認定	幼稚園	244人	244人	244人	244人	244人
		認定こども園	169人	169人	169人	169人	169人
		計	413人	413人	413人	413人	413人
		過不足	充足				→
	2号認定	保育所(園)	407人	407人	407人	407人	407人
		認定こども園	362人	362人	362人	362人	362人
		計	769人	769人	769人	769人	769人
		過不足	充足				→

■ 3歳未満（3号認定）

区 分			計 画				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定		0歳児	35人	34人	34人	34人	33人
		1歳児	142人	146人	144人	142人	141人
		2歳児	196人	181人	186人	184人	181人
		計	373人	361人	364人	360人	355人
確保策	保育所 (園)	0歳児	33人	33人	33人	33人	33人
		1歳児	70人	70人	70人	70人	70人
		2歳児	102人	102人	102人	102人	102人
	認定 こども園	0歳児	23人	23人	23人	23人	23人
		1歳児	67人	67人	67人	67人	67人
		2歳児	89人	89人	89人	89人	89人
	特定地域型 保育事業	0歳児	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳児	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳児	0人	0人	0人	0人	0人
	その他	0歳児	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳児	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳児	0人	0人	0人	0人	0人
	計		384人	384人	384人	384人	384人
	過不足		充足				➡

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

市役所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

また、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、こども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行います。妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目ない支援を行います。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1 か所 (基本型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保策	こども家庭センター型		1 か所				→

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児期の親子が相互に交流できる場所や機会を提供し、子育て相談及び情報提供を行います。

民間保育園等4か所にて継続して実施していきます。また、市民プラザにある地域子育て支援拠点「こどもひろば」を運営します。

	実績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	22,910 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人	30,000 人
確保策 (実施箇所数)	5 か所	5 か所				→

(3) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、微減で推移すると想定されます。

妊婦健康診査は、委託医療機関及び委託助産所での提供体制を確保しつつ、100%の実施を目指します。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	272人	264人	261人	257人	255人	252人
確保策	確保量		全ての妊婦				→
	過不足		充足				→

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

広報・周知の強化等により、全戸の訪問を目指します。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	283人	264人	261人	257人	255人	252人
確保策	確保量		全ての家庭				→
	過不足		充足				→

(5) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱えている養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、具体的な指導助言等を行い、保護者の育児・家事等の養育能力を向上及び養育上の諸問題の解決・軽減を図るための支援を行う事業です。

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	養育支援	35人	50人	50人	50人	50人	50人
	要保護	未実施	5人	5人	5人	5人	5人
確保策（提供体制）			充足				→

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク機関間の連携強化、地域住民へ啓発・周知等を図る取組を行う事業です。

関係機関等と情報の共有及び専門性・連携強化のため、適切に要保護児童対策地域協議会を運営し、要保護児童対策地域協議会実務者会議（年4回）及び代表者会議（年1回）、二次リスク・通告検討会議（年12回）、ケース会議（年12回）等を開催します。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （会議開催回数）		23回	29回	29回	29回	29回	29回
確保策（提供体制）			充足				→

(7) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、出産、看護、出張等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

年度により利用状況の差がみられますが、実績をもとに7人日程度を見込みます。本事業は市内3か所で提供しており、一定のニーズに対応可能です。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12人日	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
確保策	人日／年	21人日	21人日	21人日	21人日	21人日	21人日
	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	過不足		充足				→

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

小学生が放課後過ごす場所や、一時預かりなどとしても有効な事業であることから、依頼会員、協力会員、両方会員（依頼兼協力）ともに増加させるために、周知等を強化します。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み		331人日	350人日	355人日	355人日	360人日	360人日
確保策（提供体制）			350人日	355人日	355人日	360人日	360人日

(9) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）は、6,500 人日／年程度が見込まれます。また、幼稚園在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）の一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、500 人日／年程度が見込まれます。

■幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）

	実績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,084 人日	6,500 人日	6,500 人日	6,500 人日	6,500 人日	6,500 人日
確保策（人日）	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日
過不足		充足				→

■幼稚園在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）の一時預かり事業（幼稚園型を除く）

	実績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	267 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
確保策（人日）	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
過不足		充足				→

(10) 延長保育事業

保育所・認定こども園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前のこどもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる見込み量を設定していきます。

保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは増加すると見込みます。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		390人	390人	400人	400人	400人	400人
確保策	提供体制	450人	450人	450人	450人	450人	450人
	実施園数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	過不足		充足				→

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

病児保育室「はねの家」を羽生総合病院内に設置しており、定期的な利用ではなく、日々、季節等の変動も大きいのも特徴であり、それらのニーズに対応する人的体制も整っています。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		781人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日
確保策	提供体制	1,200人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日	3,000人日
	実施箇所数	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	過不足		充足				→

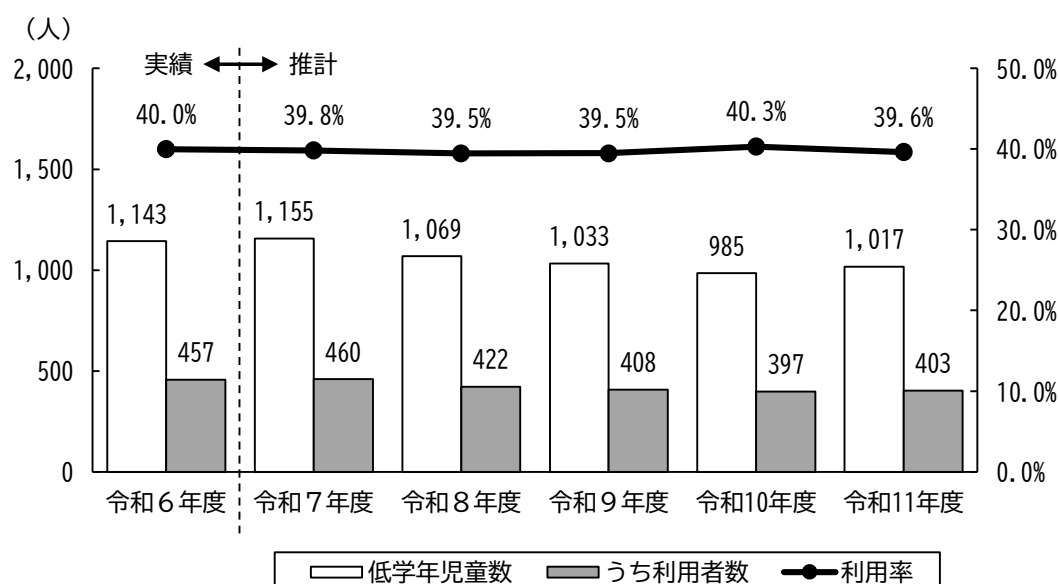
(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

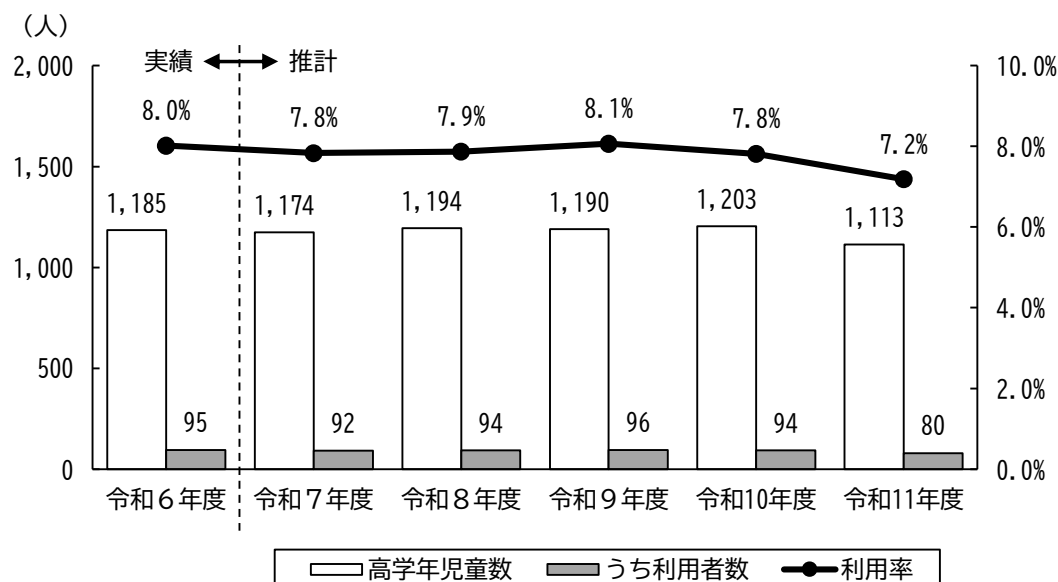
「第6次羽生市行政改革大綱 後期行政改革プログラム」持続可能な財政運営のアウトソーシングの推進により、令和7年度から公立学童保育室を民営化します。民間の活力を活用することにより、住民サービス、利便性の向上を図ります。

- ・令和6年度の利用割合をもとに見込みました。
- ・低学年の40％程度の利用希望を想定すると、400～460人程度の利用が見込まれます。
- ・高学年の8％程度の利用希望を想定すると、90人程度の利用が見込まれます。

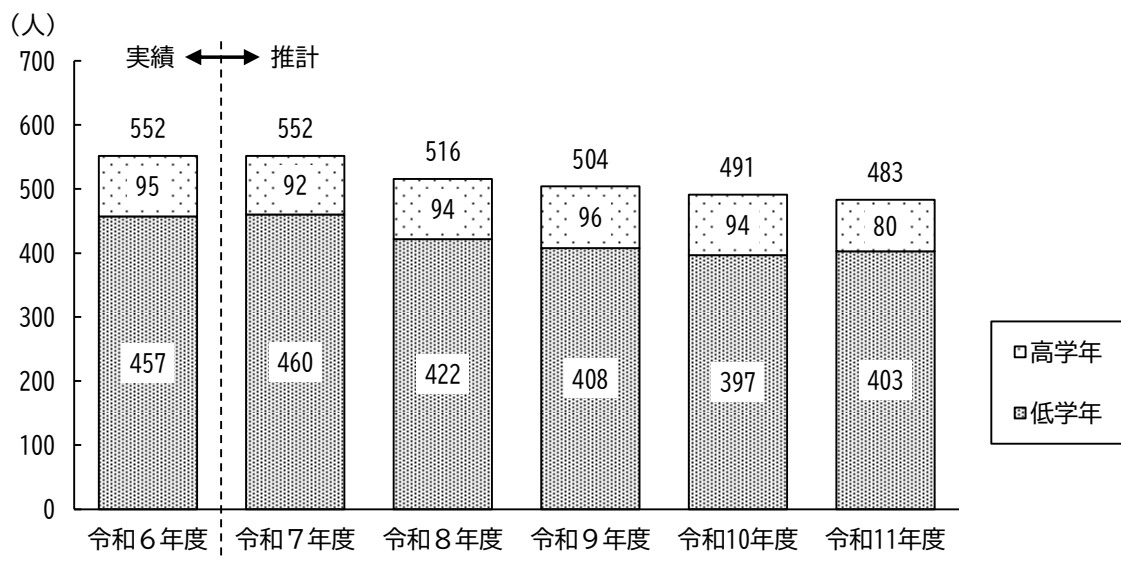
■低学年



■高学年



■放課後児童クラブ



	実績	計 画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	526 人	552 人	516 人	504 人	491 人	483 人
小学1年生		165 人	129 人	154 人	145 人	143 人
小学2年生		171 人	167 人	131 人	156 人	146 人
小学3年生		124 人	126 人	123 人	96 人	114 人
小学4年生		64 人	67 人	68 人	66 人	52 人
小学5年生		19 人	18 人	19 人	19 人	19 人
小学6年生		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確保策	530 人	580 人	580 人	580 人	580 人	580 人
低学年 (小1～小3)	450 人	490 人	490 人	490 人	490 人	490 人
高学年 (小4～小6)	80 人	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
クラブ数	14 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
過不足		充足				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・認定こども園・幼稚園が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

新制度未移行幼稚園における、年収３６０万円未満相当世帯のこども、所得階層にかかわらず、小学校３年生終了前のこどもから数えて第３子以降のこどもの副食費を補助する事業を実施していきます。

	実績	計画				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	31人	30人	30人	30人	30人	30人
確保策		35人	35人	35人	35人	35人

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保策」では、３歳未満児及び３歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等に対する市からの支援を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）、育児支援（児童の見守り、健診等の付添い、宿題の見守り、外出時の補助等）等を行う事業です。あわせて、子育て等に関する不安や悩み等の相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握及び市への報告等を行います。

	実績	計画				
	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み 延べ人数（人日）	未実施	190人日	190人日	190人日	190人日	190人日
確保策（提供体制）		充足				→

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の安全・安心な居場所を開設し、生活習慣の形成（片付けや手洗い等の健康管理の習慣付け等）、学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）、食事の提供、学校・医療機関・地域団体等の関係機関との連携及び関係構築、課外活動の提供、保護者への情報提供及び相談支援等を行う事業です。

提供体制（委託先）の確保等、実施体制を整え、計画期間中に事業実施について検討を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

こども家庭センターにおいて、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型の支援を行う事業です。

妊娠届出（人口推計の0歳児人口を妊娠届出数と想定）をした妊婦等1組当たり、3回の面談等を実施するものとし、相談支援の量を見込みました。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	面談実施 合計回数	803回	792回	783回	771回	765回	756回
確保策	確保量		全ての妊婦等				→
	過不足		充足				→

(18) 産後ケア事業

産後、家族等から十分な援助を受けることができず、心身の不調又は育児不安等がある退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う事業です。助産師等の訪問による訪問型をはじめ、協力医療機関等における、宿泊による休養機会の提供を行う宿泊型及び日中の来所によるデイケア型にて支援を行います。

		実績	計 画				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	訪問型	29 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
	デイケア型	未実施	16 人日	18 人日	20 人日	20 人日	20 人日
	宿泊型	未実施	15 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
確保策（提供体制）			充足				→

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに対して、保育所等において適切な遊びと生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育ての情報提供や助言などの支援を行う事業です。

令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度から、乳児等のための支援給付として位置付けられます。令和7年度は、乳児等通園支援事業を実施する予定はありませんが、令和8年度から、乳児等のための支援給付として事業を実施する予定です。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

(1) 関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(2) 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。